

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (9月16日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第36号の上程、説明	7
議案第37号の上程、説明	8
議案第38号の上程、説明	9
議案第39号の上程、説明	9
議案第40号の上程、説明	11
議案第41号の上程、説明	12
議案第42号の上程、説明	12
議案第43号の上程、説明	13
認定第1号の上程、説明	13
認定第2号の上程、説明	16
認定第3号の上程、説明	17
認定第4号の上程、説明	18
認定第5号の上程、説明	19
認定第6号の上程、説明	20
報告第8号の上程、報告	21
報告第9号の上程、報告	21
報告第10号の上程、報告	22
散会の宣告	22

第 2 号 (9月20日)

開議、散会の日時	23
----------------	----

出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	23
事務局出席者	23
議事日程	24
開議の宣告	25
一般質問	25
前田孝議員	25
大城佐一議員	29
安里重和議員	36
吉濱覺議員	38
散会の宣告	48

第 3 号 (9月21日)

開議、散会の日時	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	49
事務局出席者	49
議事日程	50
開議の宣告	51
議案第36号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第37号の質疑、委員会付託	51
議案第38号の質疑、委員会付託	53
議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	56
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	56
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
報告第11号の上程、報告	60
報告第12号の上程、報告	62
諸般の報告	64

休会について	65
散会の宣告	65
第 4 号 (9月28日)	
開議、閉会の日時	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	67
事務局出席者	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議案第37号及び議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
議案第39号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
議案第36号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	74
意見案第3号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	78
意見案第4号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	80
意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	82
閉会の宣告	85
署名議員	86

平成28年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成28年9月16日

会期13日間

閉会 平成28年9月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月16日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
9月17日	土	休 会		
9月18日	日	休 会		
9月19日	月	休 会		敬老の日
9月20日	火	本会議	午前10時	一般質問
9月21日	水	本会議	午前10時	議案第36号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第37号及び第38号質疑、総務常任委員会付託 議案第39号～第43号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託 総務常任委員会委員長報告（閉会中の所管事務調査） 経済建設常任委員会委員長報告 （閉会中の所管事務調査）
		委員会	午後1時30分	議案第39号～第43号予算審査特別委員会 （説明～採決）
9月22日	木	休 会		春分の日
9月23日	金	委員会	午前10時	議案第37号及び第38号総務常任委員会（説明～採決）
9月24日	土	休 会		
9月25日	日	休 会		
9月26日	月	委員会	午前10時	議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 （説明～検討）
9月27日	火	委員会	午前10時	議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 （検討～採決）
9月28日	水	本会議	午後2時	議案第37号及び第38号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号～第43号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数 13日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 6日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
7	平成28年9月5日	台湾を国家として認めるための意見書提出を求める陳情書	幸福実現党 沖縄県本部 東郷 美奈子	議員配布
8	平成28年9月9日	陳情書	荒木 實	議員配布

平成28年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成28年9月16日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成28年9月16日 午前10時00分)

散 会 (平成28年9月16日 午前11時25分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 新 城 寛

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 咲 代

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会事務局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第36号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
6	議案第37号	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	提案説明
7	議案第38号	結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について	提案説明
8	議案第39号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
9	議案第40号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
10	議案第41号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
11	議案第42号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
12	議案第43号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
13	認定第1号	平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
14	認定第2号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
15	認定第3号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
16	認定第4号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認定第5号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定第6号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
19	報告第8号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報告

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	報告 第 9 号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
21	報告 第 10 号	平成27年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成28年第7回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉濱 覺議員及び9番 東武久議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの13日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月28日までの13日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元にお配りしましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
6月定例会後の行政報告を行います。
6月7日に、平良敏子さんの来訪があり、カジマヤーを記念して風車をあしらった芭蕉布の額の贈呈がありました。
23日には、県慰霊祭に参加をしております。

7月3日には、道の駅で大宜味キャンパス開設式典がありました。

15日には、伊是名村で社会を明るくする村民大会に参加をし、平成29年度は大宜味村大会のアピールを行ってまいりました。

8月1日、地域おこし協力隊の委嘱状交付を行い、空き家対策に取り組んでいます。

5日は、村内米寿・カジマヤー慶祝訪問を行いました。本村ではことし、米寿が30名、カジマヤーが15名いました。

6日には、改善センターにおいて北部婦人の主張大会があり挨拶を行いました。大会では本村代表の安里ミキさんが北部代表として県大会出場が決定しました。

22日には、ぶながやっ子ハウスの開設を行っています。

8月26日から9月7日までペルー移民110周年記念、ブラジル県人会90周年記念式典に出席をし、両国の村人会の盛大な歓迎を受けました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

8月23日まで発注いたしました公共工事の入札結果を提出しております。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、企画観光課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（福地 亮企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（福地 亮） それでは議案第36号につきまして、補足説明をさせていただきます。

収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金196万6,990円のうちから、特定目的の積立金として20万円を減債積立金として。同じく20万円を利益積立金としまして142万8,138円を建設改良積立金として。また13万8,852円を一般会計への還付金として利益剰余金を処分するものであります。

利益の処分については、公営企業法の規定により条例に定めるところ、または議会の議決を得て行わ

なければならぬため提案するものであります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全及び形成と、急速に普及が進む再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とした条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、企画観光課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（福地 亮企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（福地 亮） 議案第37号について、補足説明をさせていただきます。

国において制度化されました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギー発電設備、主に太陽光発電設備が急速に設置されるようになっております。この制度において、事業認可が経済産業省となっていることから、開発行為等の関係法令に適合しないものは着工するまで近隣住民及び市町村の知ることのないものとなっております。再生可能エネルギーを推進することは地球規模の取り組みとして必要なことでありますが、本村の自然環境と生活環境との調和を図りながら進めていくことができるよう本条例を整備する必要があります。

条例に定める事項は全22条で、主に大宜味村への届け出を求めるものと、近隣住民への説明を求め、住民から意見を申し出ることができる内容としています。

第1条及び第2条につきましては、目的と基本理念を示しています。

第9条には、事業を行おうとするものは村へ届け出を行うことを規定しています。

第10条には、事業を行おうとするものが、近隣住民等へ説明を行い、近隣住民等は意見を申し出ることができること。

第13条には、村から事業者に対し、指導、助言または勧告が行えるようになっており、指導、助言または勧告については第12条の審議会の答申に基づく内容で行うようになっております。

第21条では、その指導、助言または勧告を受けた事業者が各号に該当する場合はその事実を公表する

ことになる旨を規定しています。

詳細については、委員会にて説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について

平成28年1月5日締結した結の浜地区避難路整備工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金1億2,862万8,000円
- 2 増額 金1,507万6,800円
- 3 合計変更契約金額 金1億4,370万4,800円

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、総務課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（神里富松総務課長 登壇）

○ 総務課長（神里富松） 議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について、内容を説明いたします。

本工事は、平成28年第1回大宜味村議会臨時会において可決された案件であります。

今回の変更の内容は、土工、階段工、重力式擁壁補強工、附属物工の設計数量の精査及び技術管理費、運搬費、準備費の一部の追加による金額の増額変更であります。

第4回変更契約となっておりますが、第1回変更契約は金額の変更で、第3回定例会において専決処分の報告をしております。

第2回、第3回変更契約は工期の変更となっております。

なお、詳細につきましては、議案説明書の変更箇所対照表及び契約概要を御参照ください。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)

平成28年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億277万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,089万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第39号の概要を説明します。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページ、お聞きをお願いします。

1 款村税567万7,000円の減額ですが、償却資産によるものです。

9 款地方交付税1億3,658万7,000円の増額ですが、決定に伴う増であります。

13 款国庫支出金1,228万8,000円の増額ですが、主なものとして、臨時給付金事業に係る国庫補助金の増であります。

14 款県支出金407万円の増額ですが、主なものとして、子どもの貧困対策推進事業、公営住宅取得改善事業の増であります。

17 款繰入金248万4,000円の増額ですが、加工施設修繕費に伴う中山間ふるさと農村活性化基金取崩金であります。

18 款繰越金3億3,742万3,000円増額しています。

19 款諸収入141万円の増額ですが、主なものとして、水源地域環境保全事業助成金118万円の増であります。

20 款村債1,419万3,000円の増額ですが、主なものとして臨時財政対策債の増額となっています。

以上が歳入の概要です。

続きまして、2ページをお願いします。歳出の主な概要を説明します。

2 款総務費839万円の増額ですが、主なものとして、財産管理費で役場庁舎耐震力度調査業務の委託料、財政管理費で財務処理作成業務委託によるものです。

3 款民生費1,192万4,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費で臨時福祉給付金事業によるものです。

7 款商工費15万円の増額ですが、やんばる国立公園指定記念祝賀会負担金によるものです。

8 款土木費1,177万5,000円の増額ですが、主なものとして、公営住宅等取得総合改善事業702万円、

下水道費で繰出金の増によるものです。

予算書、次の3ページをお願いします。

10款教育費598万8,000円の増額ですが、主なものとして、教育委員会移転費用、子どもの貧困対策に伴う就学援助の増によるものです。

13款諸支出金1億6,870万1,000円の増額ですが、財政調整基金の積立金によるものです。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには地方債の補正を記載しています。限度額3億50万円から3億1,469万3,000円になっております。以上、説明を終わります。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,629万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,155万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第40号の概要について説明いたします。

予算書1ページをお開きをお願いします。歳入の主な概要について説明します。

4款国庫支出金、制度関係業務準備金補助金として127万円の増額があります。

5款療養給付費交付金、平成27年度分291万9,000円の増額となっております。

12款繰越金ですが、実績によって2,178万2,000円の増額となっております。

13款諸収入は、延滞金及び過料、一般被保険者延滞金29万1,000円の増。退職被保険者延滞金3万5,000円の増額となっております。

次の2ページをお開きください。歳出の概要について説明します。

1款、13節委託料54万4,000円の減額となっております。これは当初より実績として下回ったことによ

るものです。

2款療養給付費1,389万9,000円、高額療養費463万2,000円、これまでの支出の状況から見込みの増額となっております。

11款諸支出金122万1,000円の増額です。前年度療養給付費等の償還分でございます。

12款予備費714万9,000円となっております。

詳細については、予算委員会で説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,773万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきまして、第1表歳入歳出補正で説明しますと、歳入の4款繰越金の確定による351万3,000円を増額し、歳出の1款簡易水道総務費に充てています。

以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,084万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

この42号につきましても、第1表歳入歳出補正で説明しますと、歳入では3款繰越金320万円、4款繰越金の確定により2万1,000円を増加し、歳出の1款公共下水道事業水道総務費を326万3,000円増額し、予備費を4万2,000円減じています。

以上、説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,487万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金27万2,000円を増額し、歳出で予備費を同額増額しております。

詳細につきましては、委員会で担当課長のほうから説明をさせたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） それでは認定第1号の内容を説明いたします。

内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

平成28年7月6日に大宜味村会計管理者から村長宛てに平成27年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成28年8月25日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありました。地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に平成27年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容の概略を御説明したいと思います。

なお、認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから23ページに記載しております。歳出の内容は24ページから66ページに記載してございます。その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を67ページに記載しております。財産に関する調書を68ページから97ページに掲載しております。そのほか基金管理状況、各課別の主要な成果を添付しております。

決算書、67ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

この中で、歳入総額55億6,902万343円、歳出総額51億5,333万2,468円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として1,826万4,000円があります。実質収支額は3億9,742万3,875円となっております。

1ページにお戻りください。決算書の1ページ、歳入の概要を主な款で説明いたします。

1款村税ですが、調定額7億2,063万836円に対しまして、収入済額6億9,739万7,736円となり、収納率で対前年度0.2%増の96.8%となっております。なお、収入全体に対する割合は12.5%となっております。不納欠損額については164万6,743円となっております。

2款地方譲与税2,471万2,000円、3款利子割交付金22万4,000円、4款配当割交付金45万円、5款株式等譲渡所得割交付金36万2,000円、6款地方消費税交付金5,115万円、7款自動車取得税交付金430万6,000円、8款地方特例交付金50万9,000円は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっており、調定額が11億4,121万5,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は20.5%を占めております。

10款交通安全対策特別交付金102万4,000円ですが、調定額と同額の収入となっております。

決算書、次の2ページをお開きをお願いします。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,398万9,390円に対しまして、収入済額1,358万2,540円となり、収納率97.1%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額6,205万9,383円に対しまして、収入済額5,527万3,583円となり、収納率で対前年度2.7%増の89.1%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額12億6,255万3,133円に対しまして、収入済額12億1,145万6,253円となり、収入全体に占める割合は21.8%となっております。なお、5,297万8,000円は翌年度へ繰り越しして

おります。

14款県支出金ですが、調定額7億2,496万9,353円に対しまして、収入済額6億2,159万6,353円となり、収入全体に占める割合は11.2%となっております。なお、1億334万1,000円は翌年度へ繰り越ししております。

15款財産収入ですが、調定額9,588万1,999円に対しまして、収入済額4,866万2,832円となり、収納率50.8%となっております。

16款寄附金6,972万6,576円ですが、対前年度6,471万3,000円の増となっております。調定額と同額の収入となっております。

17款繰入金ですが、調定額7,844万5,817円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は1.4%となっております。

18款繰越金ですが、調定額2億2,857万3,363円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額2億6,828万7,171円に対しまして、収入済額1億5,973万2,290円となり、収納率で対前年度19.6%増の59.5%となっております。

決算書、次の3ページ、下のほうです。

20款村債ですが、調定額11億6,062万1,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額59億969万21円に対しまして、収入済額55億6,902万343円となり、収納率で対前年度4.4%増の94.2%となっております。

決算書の4ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

1款議会費ですが、予算現額6,723万9,000円に対しまして、支出済額6,701万8,640円となり、執行率は99.7%となっております。

2款総務費ですが、予算現額7億1,747万5,000円に対しまして、支出済額5億6,913万8,311円となっており、結の浜安心安全な環境づくり整備事業外2件の繰越事業がありまして、執行率は79.3%となっております。

3款民生費ですが、予算現額6億3,307万5,000円に対しまして、支出済額6億127万3,155円となっており、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が94.9%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額7億1,579万5,000円に対しまして、支出済額4億4,098万3,311円となっており、国頭地区行政事務組合負担金特別分の繰越事業がありまして、執行率が61.6%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額3億2,264万8,000円に対しまして、支出済額2億8,698万5,540円となっており、執行率が88.9%となっております。

7款商工費ですが、予算現額1億8,171万1,000円に対しまして、支出済額1億4,898万3,621円となっており、喜如嘉の芭蕉産業の技術支援事業の繰越事業がありまして、執行率が82.0%となっております。

8款土木費ですが、予算現額2億9,879万3,000円に対しまして、支出済額2億5,086万6,990円となっており、道路新設改良事業の繰越事業がありまして、執行率が84.0%となっております。

決算書5ページです。

9款消防費、予算現額1億4,606万5,000円に対しまして、執行率が100%であります。

10款教育費ですが、予算現額20億2,798万3,000円に対しまして、支出済額20億332万3,808円となっており、執行率が100%であります。

おり、執行率が98.8%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額2億4,394万1,000円に対しまして、支出済額2億408万7,071円となっており、土木、農林ともに災害事業の繰越事業がありまして、執行率が83.7%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億4,747万円に対しまして、支出済額2億4,725万9,689円となっており、執行率が99.9%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額1億8,734万9,000円に対しまして、執行率は100%であります。

歳出予算現額の総額60億5,532万3,000円に対しまして、支出済額の総額51億5,333万2,463円となり、全体の執行率は85.1%となっております。なお、4億7,548万6,000円は翌年度への繰越額となっております。

以上で説明を終わります。

詳細につきましては、特別委員会で担当課長より説明いたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時50分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第2号について説明します。

まず、決算書の19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億9,651万7,988円、歳出総額6億6,573万5,757円、歳入歳出差引額3,078万2,231円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書 1 ページにお戻りください。歳入の主な概要を説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、調定額7,537万1,351円に対しまして、収入済額6,003万4,793円となり、収納率79.7%で、収入全体に占める割合は8.6%となっております。なお、246万1,600円を不納欠損としております。

4 款国庫支出金ですが、調定額 1 億7,618万3,107円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は25.3%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額2,454万4,594円に対しまして、収入済額も同額となり、全体の3.5%を占めております。

6 款前期高齢者交付金ですが、調定額9,783万5,847円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は14%となっております。

7 款県支出金ですが、調定額3,619万5,482円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は5.2%となっております。

9 款共同事業交付金ですが、調定額 1 億6,143万6,954円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は23.2%となっております。

11 款繰入金ですが、調定額6,269万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は9.0%となっております。

次の 3 ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額336万5,000円に対しまして、支出済額301万5,745円となり、執行率89.6%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額 3 億7,816万9,000円に対しまして、支出済額 3 億4,452万3,768円となり、執行率91.1%となっております。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,073万2,000円に対しまして、支出済額6,072万8,325円となっており、執行率はほぼ100%となっております。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,323万9,000円に対しまして、支出済額3,323万8,285円、ほぼ100%となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、予算現額 1 億7,639万6,000円に対しまして、支出済額 1 億7,639万4,650円となっており、執行率ほぼ100%となっております。

決算書 4 ページをお願いします。

歳出予算現額の総額 7 億4,429万円に対しまして、支出済額の総額 6 億6,573万5,757円となり、全体の執行率は89.4%となっております。

詳細につきましては、委員会で説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第 3 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 認定第 3 号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第3号の内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億4,233万9,715円、歳出総額1億3,782万6,012円、歳入歳出差引額451万3,703円となり、実質収支額も同額となっております。

では、決算書の1ページにお戻りください。歳入の概要を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額7,700万8,822円に対しまして、収入済額7,611万1,315円となり、収納率は98.8%となっております。収入全体に占める割合は53.5%となっております。

3款繰入金ですが、調定額6,048万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、42.5%を占めております。

4款繰越金ですが、調定額574万1,781円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は4%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

1款簡易水道総務費ですが、予算現額6,898万9,000円に対しまして、支出済額6,681万1,131円となり、主に光熱水費及び修繕費等の不用額があり、執行率は96.9%となっております。

3款公債費ですが、予算現額7,105万1,000円に対しまして、支出済額7,101万4,881円となり、執行率99.9%となっております。

歳出予算現額の総額1億4,170万7,000円に対しまして、支出済額の総額1億3,782万6,012円となり、全体の執行率は97.3%となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明します。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大宜味村公共下水道事

業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年 9 月16日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第4号について内容を説明します。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2,585万5,304円、歳出総額2,464万3,671円、歳入歳出差引額121万1,633円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページにお戻りください。歳入の概要を説明します。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額346万1,053円に對しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は13.4%となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額1,524万円に對して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は5.9%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額1,955万円に對しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は75.6%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額130万5,846円に對しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は5.0%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額1万4,405円に對しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.1%となっております。

決算書2ページをお願いします。歳出の概要を説明します。

1 款公共下水道事業総務費ですが、予算現額1,381万4,000円に對しまして、支出済額1,361万7,421円となり、執行率は98.6%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額848万9,000円に對しまして、支出済額848万6,250円となり、ほぼ100%の執行率となっております。

歳出予算現額の総額2,527万4,000円に對しまして、支出済額の総額2,464万3,671円となり、執行率97.5%となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第5号について内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,505万6,494円、歳出総額3,458万3,522円、歳入歳出差引額47万2,972円となり、実質収支額も同額となっております。

1ページのほうにお戻りください。歳入の概要を説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,799万806円に対しまして、収入済額1,801万3,281円となり、収入全体に占める割合は51.4%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,661万1,828円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページお願いします。歳出の概要を説明します。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,440万円に対しまして、支出済額3,439万8,808円となり、執行率はほぼ100%となっております。

歳出予算現額の総額3,497万3,000円に対しまして、支出済額の総額3,458万3,522円となり、全体の執行率は98.9%となっております。

詳細につきましては、特別委員会のほうで説明いたします。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、認定第6号の内容を説明いたします。

決算報告書1ページをお開きください。

収益的収入ですが、予算総額687万5,000円に対しまして、決算額453万6,000円、収入率59.79%となっております。

収益的支出につきましては、予算額544万9,000円に対しまして、決算額263万7,813円で、不用額281万1,187円となり、執行率48.41%となっております。

主な事由としましては、浄化施設の砂取りかえが不要となったためであります。

2ページ、資本的収入及び支出につきましては、予算額5,000円に対して、全科目が費目存置となっており、決算額はゼロ円です。

なお、詳細については、決算審査特別委員会のほうで説明します。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 報告第8号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第8号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第9号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率について
平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、報告終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第10号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第21 報告第10号 平成27年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第10号 平成27年度決算に基づく資金不足比率について

平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成28年9月16日提出

大宜味村長 宮城功光

以上で報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時25分）

平成28年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成28年9月20日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年9月20日 午前10時00分)

散 会 (平成28年9月20日 午後12時27分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 新 城 寛

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 咲 代

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 兼
農業委員会事務局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 交通弱者に配慮した投票所の設置について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） おはようございます。それでは交通弱者に配慮した投票所の設置についてお伺いをいたします。

6月5日の沖縄県議会議員選挙の投票所が村内1カ所で大宜味小中学校体育館となっておりました。また、7月10日の参議院議員選挙の投票所は第1投票所が改善センターと第2投票所として大宜味小中学校体育館となっておりました。さらに、参議院議員選挙の入場券の投票所の記載が大宜味小中学校体育館から改善センターにゴム印で押されて訂正をされております。

これらの投票所の設置と入場券の訂正の経緯について御説明をお願いしたいと思います。

また、投票所が遠距離になったために高齢者、障がい者、車の免許を持っていない、いわゆる交通弱者の方々から不便であるとの不満の声が多く寄せられております。今後は、旧小学校区ごとに投票所を設置し、交通弱者に配慮すべきだと思いますが、これらの方針について選挙管理委員会の見解をお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 選挙管理委員会書記長。

(神里富松選挙管理委員会書記長 登壇)

- 選挙管理委員会書記長（神里富松） 前田 孝議員の質問にお答えします。

平成28年9月13日午後3時より、村選挙管理委員で協議した結果を書記長の私から説明します。

初めに、6月5日執行の沖縄県議会議員選挙において、投票所を1カ所とした経緯につきましては、平成27年12月2日の選挙管理委員会会議において、平成28年4月から閉校となる村内各小学校の投票所としての適正な機能の確保、電気、水道、机、椅子、施設の維持管理などが明確になっていないことから投票所としての利用は難しいとの判断で、次の選挙から喜如嘉公民館、役場第2会議室、塩屋公民館、津波公民館の4投票所とすることを決めておりました。

平成28年3月2日の選挙管理委員会会議において、前回の会議で4投票所を決定したが、特定の公民館に決めてしまうと、それ以外の区との平等が保たれない。同一選挙を想定した場合に十分なスペース、備品などの確保が行えない、十分な日数の期日前投票期間が設けられている、多くの方が車を利用している、同一選挙となると事務従事者の多くの人員確保が必要となることなどから、次回の会議で議案として投票所を再検討することを決めております。

平成28年4月19日の村選挙管理委員会会議において、投票所設置の平等性、十分な日数の期日前投票期間が設けられている、多くの方が車を利用、相乗りなどを行っている、投票者が来ない時間が多い、投票事務従事者の確保難などから、投票所を大宜味小中学校体育館の1カ所にすることに決めております。

次に7月10日執行の参議院通常選挙において、投票所を2カ所とした経緯につきましては、平成28年6月2日に開催しました第4回選挙管理委員会会議、議案第8号、投票所の変更におきまして、第1投票所を農村環境改善センターに、第2投票所を大宜味小学校中学校体育館と決定しております。主な理由としましては、先に行われました県議選において、一投票所におけるポスターの掲示場所が公職選挙法第144条の2第2項及び政令で9カ所以内とされていることから、ポスター掲示場の増設や有権者の距離の便宜を図るため、投票者数の見直しを行い、2カ所に決定しております。

投票所入場券の投票所欄の修正の経緯につきましては、入場券は選挙システムにより印刷を行っているのですが、初めに、大元であります住基ネットにより選挙人を投票所ごとに振り分ける作業を行い、その後に投票所名の設定となりますが、県議選から参議院選まで間もないため、住基ネット及び選挙システムの設定作業が間に合わず、手作業により投票所の修正を行ったためでございます。

また、旧小学校区ごとの投票所設置と交通弱者への配慮を含めた今後の方針でございますが、今回新たに投票所数の減による選挙を執行しましたが、前回の県議選挙、参議院選挙の投票率と比べましても、それぞれ約3%の増となっておりますので、当分の間は現状の方法で行っていきたくと考えております。

交通弱者については、何らかの検討をすべきことは認識はしております。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今答弁をお聞きして、非常に疑問があるんです。県議選の場合は1カ所でやっているんですが、参議院議員の通常選挙の場合は公職選挙法に基づいて2カ所にしましたと。じゃあ、県議選の場合は公職選挙法の規定は適用できないんですか。それはおかしいですよ。県議選挙が公職選挙法に抵触、投票所1カ所では抵触していたから、参議院選挙は公職選挙法に基づいて2カ所になりましたというふうにしか聞こえないです、今の説明は。こんなおかしいことはない。その点を1つお聞かせ願いたいと思います。

そして、先ほど去年の12月で、選挙管理委員会で投票所の話をしたというんですが、平成28年度の新年度予算では皆さんは使用料として公民館3カ所と予算要求されているんです。それで新年度予算の審議の予算委員会の中で私お聞きしていますよね、書記長。公民館3カ所とはどういうことかと。そうしたら公民館はこれから調整していくという答弁だったんです、委員会で。しかし、今の話では公民館は特定されていたんじゃないですか、さっきの選挙管理委員会のお話では。その当時の話と今全然違う、中身が。

それで投票率の云々の話もあったんですが、3%上がっているということで。それは期日前投票が前回250ぐらいだったのが、700もいっているところがあるんです。倍以上投票が上がったから、投票率を押し上げているということにしか過ぎない。そうすると、当日の投票率は幾らだったんですかということもお聞きせざるを得ないですよ。期日前投票の制度が導入されているから、これでも別に支障ないんだというふうに聞こえるんです。私が聞いているのは、車の免許を持っていない方は自転車まで行くのは大変だということで、棄権している方もたくさんいらっしゃるんです。きのうも敬老会でその話を聞きました、私。高齢者の方々は人に車を頼んでまでやる必要ないなど。こういう不満の声も寄せられたから、皆さんは参議院選挙の場合には県議選の1カ所から2カ所にやっているのが本来の理

由じゃないですかね、私はそう解釈します。

そして体育館の問題、先ほど設備の問題云々、電気、水道の話をしています。しかし、5月9日、10日、11日、12日、大宜味村第5次総合計画案の住民意見交換会は旧喜如嘉小学校体育館、旧大宜味小学校体育館、旧塩屋小学校体育館、旧津波小学校体育館ということで、皆さん広報もしてこれで説明会もしているんでしょう。それからしても1カ月内でやっている、そんなに施設が、体育館が使えないような状態なんじゃないでしょうか。

それで旧大宜味小学校においては、大宜味村健康運動教室（健康測定&ジョイビート）ということであって、これは8月19日から来年3月17日までの間で、大宜味小学校体育館の場所も示されているじゃないですか、全部。それで旧小学校の体育館に問題あるみたいな話なんですけど、全然話と違うんじゃないですか、使えるんじゃないですか。これ皆さんは、当初予算の場合にもそういうことで考え方をされていますよ。さっき答弁あった12月の選挙管理委員会の会議においては4カ所決めて…、1カ所決めただんですか。それだったらその後の予算編成をやったのはどういうことなんじゃないでしょうか。これ矛盾しませんか。その辺ひとつまとめて答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長（神里富松） 前田 孝議員の質問にお答えします。

まず、公民館から1カ所にしたというところの話は、予算編成時期には、12月のことですので、その時点ではこの公民館を使うということを決めていましたので、予算編成でも要求もそのようにされています。実際に、私も委員会でもそういう話もしました。それで選挙管理委員の中では、学校の体育館そのものの使用、またどうするかという形がはっきりとしていなくて、予算編成時期にも、予算にも体育館の使用について、あるいは閉校される学校の電気等についてまだはっきりとしたことが出ていないということもあって、選挙管理委員ではそういうふうな取り決めをしました。今、1カ所にしたというところの話なんですけど、この1カ所にしたのは、先ほども言いましたけれども、選挙事務従事者の件とか投票所と開票所ですね、今まで4校から改善センターに開票所を移して行われていたと。それを1カ所にすることで、従来のやり方よりはかなりいい方法になるだろうという形で1カ所にはしております。ただ、今おっしゃいました県議選ですか、それはじゃあ144条の2の自治法は適用しないのかということなんですけど、もちろん自治法ですので全選挙に適用します。ただそのときに、私もそうなんですけど、選挙管理委員の皆さんも一投票所に対して、掲示板が政令で定められていますよと。市町村の人口規模に応じて一投票所の掲示板、ポスター板の設置ですね、それは大宜味の場合は規模からして9カ所以内と。それですから、大宜味村内には17字あるわけですから、行政区が。行政区が17ある中で9つしかできないということに非常に苦慮しました。委員会でも場所をかなり考えて9つをやらないといけないということもあってやりました。ただし、これについては次の選挙、せめて1字に1カ所でもないとおかしくなるなということもありまして再度検討しました。それで投票所が2カ所という話になりました。そういうことであります。

交通弱者についてですね、これについてもこの前の参議院選挙で県の選挙管理委員会からの説明は、市町村で送迎バスというか、あるいは交通弱者に対する交通手段を国の選挙の場合には補助対象で見ますという形での、補助というんですか、選挙の事務としては扱われるということで、見られるという通知があったんです。それを今、前田 孝議員の一般質問の中を見ている間に、こういう文書もあったということも、前回の、前回というかこの前の参議院選で知りましたので、今後、今言う弱者に対する送

迎というんですか、そういったものは検討していこうかと。選挙管理委員会では今そういう話はやっています。今後、どういう形でできるかというのはまだ決定ではないんですが、事例が示されているのがありまして、公用車の使用も認められているみたいなので、そこは村と話、あるいは予算面も村当局と話をしながら検討していこうかという思いであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この結の浜である大宜味小中学校の体育館まで、田嘉里から来ると8キロ超えるんです。私、はかってみました。従来ですと、各小学校にあったんですから2キロもないぐらいの範囲内でできたんですよ。そういうことから検討していかなければならないと思いますが、先ほどこれの補助金の問題がありましたね。私それ問おうと思ったんですが、今書記長からお話がありますから、参議院、衆議院の選挙の場合には国からの委託金ですよ。大宜味村は一般的に何も痛くはないわけです。選挙事務従事者の確保の問題のお話もあるんですが、従来できたものが今できないというのは、これも1つの疑問なんです。投票所を1カ所ありきで考えるから事務従事者の確保が難しいというお話になってくるとしか受け取れないところも出てくるんです。ですから交通弱者に対する送迎の問題も十分検討していただかなければいけないと思います。選挙管理委員会は明るい選挙推進をやるということの中で棄権してくれるな、投票率を上げましょうという運動もしている中で、急にそんなことをやって棄権者が多くなるのは明白じゃないのか、すぐわかりますよ、これ誰が考えても。今後もそのような投票所を1カ所とかそういうことでおっしゃっているんですが、これは考えなければいけないと思います。正直申し上げまして。不便だというこういう声も選挙管理委員会には寄せられていると思いますけれども、選挙管理委員会にそういう不満の声が寄せられている例があれば、二、三点でもいいですから、列挙してお答えいただきたいと思います。

そして今後の選挙における投票所の設置については、選挙管理委員会としては再考していただかなければならないということをお願いを最後に申し上げて質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長（神里富松） 前田議員がおっしゃっているのも十分理解して、私のほうからはまた委員長に話をして検討していくというふうにしたいと思います。

それと今言う、交通手段の話は、村当局とも話し合っただけ進めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

（「不満の声が寄せられているものを言ってくれない」と言う声あり）

○ 選挙管理委員会書記長（神里富松） 私のほうで把握しているのは、一番聞いているのが大宜味中学校、小学校の体育館が目前にあるのに、行政区、上原区の皆さんが改善センターに投票所があるのはどうかと。目前にあるのにというのを聞いています。これについても委員会でもかなり、これはやっぱりどうにかしないといけないという話にはなっています。もう1つは、期日前投票に来られる皆さんにも、やっぱり何といえますか、相乗りとか連れてきてもらったとかという話も聞いています。実際に投票所が近くにあれば投票日に行かれるんじゃないかということも考えられるわけですが、一応、私のところで聞いている範囲では、とにかく根路銘、上原区の皆さんからの意見がかなりありましたということでもあります。自分の住まいのところでは特に期日前投票所が近いためにそんなに苦労したことはない、苦労しているということではないということはお聞きしております。ただし、今おっしゃっている遠いところ、例えば遠いといえば田嘉里、あるいは今言う上原から改善センター、江洲から新し

い学校ですね、確かにあるかとは思いますが。ただ、私のほうではそのところはまだちょっと聞いては
いないんですが、確かにあるんじゃないかという感はしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業についてを一般質問したいと思います。

大宜味村児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業交付要綱は平成27年2月13日教委訓令第1号で
制定され、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業で、村内に在住する児童生徒（小学生・中学生・高
校生）が県外で開催される、運動競技又は文化活動等に参加する際の派遣に要する経費に対し補助金を
交付する趣旨で、平成27年度においては65万4,415円の補助実績があり、又平成28年度予算にも107万
5,000円計上されており、今後とも児童生徒の活躍を期待するものであります。これからもこの事業が
継続されスムーズに運営されることを願い交付要綱についてお伺いします。

まず、1番目に、交付要綱は、沖縄振興特別推進交付金を採択又は活用するに当たり制約はあるか。
これは交付要綱の第3条に照らし合わせたものであります。交付額が航空運賃の5割を交付するという
限定されておりますので、その辺の絡みをお願いしたいと思います。

2番目に、交付対象は大宜味村立の小中学校に在籍する児童生徒、これは第2条に表記されているん
ですが、第1条では大宜味村に在住する児童生徒と明記されておりますが、在籍と在住に関する見解の
違いをお伺いしたいと思います。

3番目に、第8条の2項、この要綱の規定に違反したとき、これは補助金の取り消しなどに関する要
綱であります。第3項は、そのほか不正な行為があったときということですが、どういうふうな
取り扱いなのか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 大城議員の御質問にお答えします。

第1点目の制約という件ですが、大まかに言えばこの事業は沖縄振興特別推進交付金を活用していま
すので、その範囲での制約を受けます。また先ほど細かく説明していただきました第3条の運賃の5割
という件につきましては、これは大宜味村独自で決めているもので、例えば市町村によっては全額補助
であるとか、そういう感じで、特にその5割という制約はないと考えております。

それから2点目の児童生徒の在住する小中学校生徒の違いなんです、基本的には補助対象となる児
童生徒に違いはありません。ただ、表現上、1条と2条、若干変わっている表現になっておりますが、
この辺は疑義を生じさせる表現であれば、また後で訂正等を考えてもいいのかなと考えております。

それから3点目の補助金の取り消しという条項についての第2項、第3項の部分ですが、これは現時
点では該当する事例は確認しておりません。ただし、今後はそのような事態が確認された場合におい
ては、交付要綱に基づいた対応になると思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、答弁にあったとおり、これは第3条においての交付額が航空運賃にかかる5割を交付するというので、これは活用するのに制約があると思っていたんですが、これは大宜味村独自という答弁で、別にこれに制約される、一括交付金に制約されるわけではないということでありましたので、その辺も、せっかく子供たちが頑張って派遣されるのであるから、航空運賃だけではなくて、この費用にかかわる5割を交付するとか、この辺を寛大な配慮をお願いしたいと思います。

それとこの第3条にかかわる、あと1点あったんですが、ほかの地方公共団体からの補助金と同様の補助があった場合は、補助金を交付しないものとするところなんですが、これは他の公共団体、例えば東国頭とか、こういうことの意味なのか。例えば村内の県外派遣に関する補助金交付事業交付要綱なんですが、あと1つ、人材育成基金の交付要綱もあるんですが、それから出た場合にはこれには適用しないという意味なのか。他市町村から交付があったときは交付ができないということなのか、その辺をお願いしたいと思います。

あと村内在住と在籍する児童生徒という、これは意味はわかります、意味は。意味はわかるんですが、第1条にある大宜味村に在住する児童生徒、この意味の捉え方としては、例えば名護市民で大宜味に在住する児童生徒という意味の捉え方、名護市民ではあるが大宜味村に住んで学校は名護に通っていると、そういう意味でも捉えられるわけですね、在住する。在住ということはそこに住んでいることなんだから。別に住所を要するとか、そういうような規定はなくて、そこに住んでいるということなんですよ、在住というのは。だから名護の方が大宜味に住んで、名護に学校は通って、そのときに該当するのか。在籍というのは、明らかに大宜味小学校に在籍がある人に限るよということ。これはもうはっきりしているわけなんです。その辺の、同じような意味とは今教育長から答弁があったんですが、そのちょっと言葉の、文言の違いで意味の捉え方も違ってくるので、その辺の配慮をお願いしたいと思います。

あと、先ほど忘れたんですが、2条に、村内に住所を有する高校生とあるんですが、例えば大宜味の保育所、幼稚園、小学校、中学校を卒業して、この方がたまたまスーパースターで、県外から引き抜きされた。住所も移した。そういう場合は全く適用しないのか。また逆に、例えば辺土名高校が何かのスポーツにおいていい指導者が来て、全国から人が集まって、いい結果を出して派遣された場合には、これはほとんど村外、県外という立場になるんですが、村内に住所を有する高校生ですから、恐らく高校生も住所を移動しているのか、その辺ははっきりしないんですが、そういった場合も、そういう捉え方もあると思うので、ひとつこの辺の、もう少し交付要綱に、本当に交付するときに疑義が生じないような、スムーズに配慮ができるような要綱をつくってもらいたいと思います。

あと、私が一番疑問に思ったのが第8条ですね、子供たちがせっかく頑張って派遣するのに、何か罪があるような規定の仕方に余り納得いかないわけです、8条の2項とか、この要綱の規定に違反したときとか。この要綱、交付額は申請を出して、申請を審査して交付するんだから、別に規定に違反しないと思うんですが。あとその他不正な行為があったとき、これは誰でも思うんだが、小学生、中学生が不正行為を起こすのかなと本当に疑問に思います。1項だけで、決定通知の内容と差異が生じたとき、これは恐らく、補助金の交付も受けて出発するというので、たまたま出発前にけがしたとか体調悪くなって参加できなくなったときの意味と思うんですが、その辺の捉え方を、教育長の考えをお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず最初に、5割以外にできないかということですが、基本的にこの事業は沖縄の特殊事情という観点から捉えると、他県との違いということであれば、例えば県外に派遣されるということであれば、我々は距離的なハンディがあって、航空運賃とか船賃とか、そういうことを想定して考えております。例えばほかの市町村であれば、独自に、単独で出しているところもあるんですが、現在のところその事業を適用するというのであれば、やっぱり航空運賃か船賃あたりが妥当ではないかと思えます。

それからほかの地方公共団体から補助金の交付があった場合、これは適用されないという部分と、在籍と在住の問題、それから高校生の在住、住所、あるいはまた在籍という問題、あと8条の取り消しの問題、この辺のことにつきまして、先ほども答弁しましたように、この表現の方法が私個人的にも、ある意味疑義を生じさせるような文章の形態になっておりますので、ちゃんと誰が見てもわかるような、そういう文章に訂正をしていきたいと考えております。そういう答弁でよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、これをもう一度見直してやってもらいたいと思います。これは去年の、平成27年2月13日に出されて、恐らく平成27年度事業にのっかるということと急いでこの要綱を作成した感じがいたしますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それとこの要綱を、申請にどういう流れがなっているかということで調べてみたら、申請書自体もみんな間違っているわけなんです。様式をさっき確認したら持っているということとありますので、様式第4号、第5条関係、これのですね、みんな読んだら時間がありませんので、2行目、補助金について、大宜味村補助金交付規定第5条の規定に基づき、次のとおり金いくらを決定して通知するということがありますが、これは大宜味村補助金交付規程を見ますと、この条例を見ると、これは補助事業関係でこれには合っていないんじゃないかと。これに第5条というのはあるわけなんです、大宜味村の補助金交付規程を見ると。これは恐らく大宜味村補助金などの交付規程第5条というのとはそうじゃなくて、児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業交付要綱の第5条じゃないかと思うんです、こっちは。これは全く意味が違ってくるので。

あと1点は、取り消しする場合、これは第5号様式ですね、第5条関係、そこはちゃんと児童生徒等県外派遣に関する補助金を交付事業交付要綱第7条の規定に基づきということで、これはうたわれている。これはまたこの7条が問題なんですね、これは5条じゃないかと思うんですけれども、この要綱から見ると。7条というと、実績報告の関係なんですよ、7条は。これは取り消し決定通知のだからこれは5条なんですよ。5条により申請者に通知するものとするということで、5条にうたわれているから、これは7条じゃなくて、これは5条ということに訂正してもらいたいと思います。

本当にいろいろあったんですが、最後にもう1点聞きたいのが、例えば村内の小学生が村外の、空手などの道場へ通って、その道場主催の大会で優勝して九州派遣、全国派遣ということになった場合もこれは対象になるのか。村外の道場に通って、その道場の県外の大会があってこの要綱は適用するのか。

あと1点は、こういう要綱と…、これはこれだけでいいです。この辺回答をもらって終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

様式の第4号、5号につきましては、御指摘のとおりでございます。これは先ほど申しましたとおり、

条項も含めて、様式も含めて再度精査して、訂正すべきことは訂正して、誰もがわかりやすいような、理解しやすいような要綱に仕上げていきたいと考えております。

それから第2点目の村内在住で、村外の道場等に通っている児童生徒が県外派遣の場合は、これは当然ながら該当するものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） これでは児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業についての質問を終わります。

次に人材育成事業助成金交付について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） では、人材育成事業助成金交付について一般質問したいと思います。

これも先ほどの県外のものと一緒に、1つでまとめてやろうかと思っていたんですが、別々にやったほうが良いということで分けてやりたいと思います。

大宜味村人材育成事業助成金交付金要綱は大宜味村人材育成基金条例（平成19年条例第12号）第6条の規定に基づき、平成20年2月26日教委訓令第2号で制定され、平成27年3月20日教委訓令第3号で二度目の改正をし、人材育成に寄与するための必要な事項を定めたものである。又本村の教育・スポーツ・文化及び教育行政等における有為な人材を育むことを目的に設置された基金（2億円）の利息などで運用されてきた事業であるが、平成27年度末現在792万8,000円の残額となっている。その残額には村内及び村外の有志の方から本村の人材育成に役立てて下さいという寄付金も含まれていると思うが、寄付金は善意ある方の目的に沿った運用はされているのか。又残額の内、寄付された金額はどのぐらい含まれているのか。今後の運用や交付要綱の見直しについてお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えいたします。

大城議員が述べられていましたように、大宜味村人材育成事業は本村の有為な人材を育むため設置された、基金の運用から生じる収益等で運営してまいりました。御質問の寄附金の運用につきましては、毎年度の寄附金を人材育成基金に積み立てている状況であり、現時点での寄附金の運用はなされておられません。また、寄附金の額であります。平成20年度からの総額は476万円となっております。残額が792万8,000円あるんですが、その中の476万円は寄附金ということでありまして。今後の運用ということですが、やっぱりせっきかくの善意ですから、この寄附金ももとあった原資2億円に加えて、その加えた形での原資という形で捉えて、その改善の運用というふうに関るべきだと考えております。

それから今後の交付要綱の見直しについては、せんだって規定されました第5次総合計画の中の人材育成の部分で、現在の人材育成事業の要綱の中には決められていない産業とか福祉とか、やっぱり人材育成というからには、別に子供たちだけではなくて、村民全体を対象とした、またそういう産業も含めたあらゆる分野の人材育成をする必要があると考えておりますので、このことにつきましては、今後村長と協議しながら、うまく調整を図っていききたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） せっきかく善意ある方々から集めたお金でありますので、まだ792万8,000円のうち村民から善意のある寄附金が476万円が執行されていないと。こういう善意のある方は、これは平成21年の1月1日付の広報、第166号に100万円という、人材育成基金に寄附された方がいるわけなんで

す、高額な寄附をですね。この方のコメントを見ると、これはブラジルにいる方なんですが、私も善意で助けてもらって、今大学の教授ということで頑張ってきたと。だから大宜味村もこの100万円でぜひ人材育成に役立ててくださいということで、せっかくの高額な寄附金をされている方もいらっしゃるし、さまざまな、いろんな寄附のあれが、これは大宜味村の広報から抜粋して、広報の第40号、平成12年7月1日以降から、一応全部私は集めていますから、1から39までは探せなくて持っていないんですが、40号から現在まで全部持っているんですが、その中からこの人材育成基金、ありますよね、広報に。そこに寄附された方の名前と金額とがあるんですが、これはその辺の確認、人材育成基金へということと、育英会へということがあるわけです。これを1つに捉えた場合、平成25年の1月1日の広報214号までやられて、あと3月1日以降は村づくり応援寄附ということで明記されて、金額、氏名などは載っておりませんので、この広報の40号から208号までの寄附金額、育英会というのが648万円、人材育成基金というのが237万円、総額で885万円の寄附された方がおるわけなんです。これはまた名前が伏せられて金一封というのが7件あります。その中でこういう何々に使ってくださいということで、せっかく善意を受けているものですから、ぜひその人たちの目的に沿った運用をされたいと思います。この728万円の全額が村益としてはいいなと思う人もいるかも知れませんが、この金自体も子供たちのために使ってくださいということだから、残額ゼロのほうが一番いいわけなんです。マイナスになるぐらい、そのぐらい活躍して頑張っておられる皆さんがおれば余計なおさらいだと思います。その辺の運用をもう少し、この人材育成交付要綱ももう少し改正する必要があると思います。改正も、第1回の改正が平成24年であって、改正はしたんですが、公告しないでそのままほったらかして、3カ年ぐらいほったらかして、そのまま事業執行して、この要綱にも反するようなことをやっているし、第2回もこの要綱に反することで給付を改正しているわけです。今度も新たにこういった要綱についても、ぜひ見直して、この人材育成基金の派遣費が1つはすりと開く引き出し、1つはなかなか開かない、力いっぱいかけてもなかなか開かない引き出し、2つあったわけです。このすりと抜けるような引き出しはロックして、このなかなか開かない引き出しに潤滑油を注入して、本当にスムーズに引き出せる引き出しをつくってもらいたいと思います。

それとあと1点、管理部署について、私、前から思っておりますが、これは教育長からこの第5次総合計画に関して、いろんな分野に対するあれを答弁があったので、私もこれを言おうと思ったんですけども、そういう分野からして、これは村長部局に管理を移したらどうかと思うんですよね。第5次総合計画に本村の重点目標として、ちゃんと教育長が言ったみたいにあるわけなんです、重点目標として。大宜味村の未来を担う人材育成、人材をもって資源と為すということで。だから本村において幼児、児童生徒における人材育成はもとより、生涯学習、歴史文化における人材育成、伝統工芸における後継者の育成など、産業、経済など、各分野において活躍して、村民一人一人が大宜味村を支える人育成に取り組むということで、重点施策にもあるから、第5次総合計画に。その辺の部局も検討して、ぜひいろんな分野に活躍する人のために活用できるような見直しをしてもらいたいと思います。

あと、改正するのであれば、人材育成基金の第1条に人材をもって資源と為すを実践し、心豊かな文化の薫り高い村づくりに寄与するため。もう第5次総合計画のあれにもちゃんとあるから、これ第5次総合計画の基本理念として、その辺もつけ加えて書いたほうがどうかなと思っております。その辺についてどう対処するのか、教育長この9条関係、一番のネックは9条関係なんですよね。9条で交付の範囲をどうするかということです。9条の第6項、これは前から常々議論を交わしてきた9条の第6項な

んですけども、その辺をその他事業の設置目的に沿う事業で特に会長が認めたもの。この6項についての教育長の今思う見解を聞きたいと思いますのでひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 人材育成の補助金につきましても、要綱そのものもある部分、改める必要があるのかなという感じがしております。これは審査会という部分があるんですが、そこで一応決めていくということなんですが、なかなかアバウトでわかりづらい面がありますので、教育委員会の範疇でその要綱の変更、訂正ということであれば、先ほどの児童生徒の補助事業とあわせて、その人材育成事業助成金交付要綱についても同じような形で精査をして、訂正すべきところは訂正していくという基本的な考え方でやっていきたいと思います。

それと先ほどからありますように、せっかく善意でもって寄附された方々の行為に応えるためには、ちゃんとした使い方をしなければいけないだろうというふうに考えておりますので、この辺につきましても、今後はちゃんとした形で使えるような仕組みをつくっていきたくて考えております。

それから最後に9条の6号ということですが、これはその他事業の設置目的に沿う事業で、特に会長が認めたものということで、この第6号は、9条の1号から5号までの中におさまらない事案が出たときに、特に会長が認めるということであるんですが、当然、その場合でも会長が認めたのであっても、会長がすぐ決定ではなくて、その要綱にあるように審査会というのがあるわけですから、その要綱の中の第4条、職務ということで審査会の委員は助成事業の審査を行うというのがありますので、それはあくまでも審査会を経た上での決定ということになるかという解釈でございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 9条の6項関係については、今教育長がおっしゃるとおり、今さらこんなことは言いたくないんですが、これから出された旅費もあるので、あれはほとんど間違いと今でも私は思っております。今でも返還してほしいと本当に思っております。そういうことでありますので、これは1項から5項までに当てはまらず、本当に子供たちが、また地域の方たちが頑張って、1から5まで当てはまらないんだけど、会長がこれには当たるんじゃないかという判断のもとで、これは会長自身が使う予算ではないんですね、私が見た範囲では。その辺をもう少し会長としての認識ある決定の仕方をやってもらいたいと思います。

そして、過去にも2回ぐらい言ったんですが、人材育成を子供たちのために頑張っておられるのは、ほとんど野球、バスケット、テニスとか、もう外部コーチが頑張っている方がいっぱいいます。そういう人たちのために何かしらやったらどうかということで2回ほど言ったんですが、この実績があったのかすら何も耳に入っていないものだから、恐らくないと思いますので、そういった方々も考慮して、もう自分の仕事を終わって、こうして時間をつくってまで指導しに行く。たまには家庭も犠牲にして土日の練習試合とか行く。こういった方たちのこともどうかこれは会長のこれに当てはまらないかなというふうに私は思っているんですけども、そういった考慮もやってもらいたいと思います。

そしてあと1点言いたいのは、こういう予算で最近大宜味中学校で、前に校門のところ横断幕があったんですが、ああいったものですね、国道側でも車が通るところいっぱい見えるように、大々的に大きく宣伝してもらいたい、もう少し。こぢんまりじゃなくてですね。そういった横断幕ぐらいも出せるように、ぜひ子供たち、村民皆さんのために頑張ってもらうように配慮していただきたいと思います。

あと最後に、今回11月に野球とバスケットが、大宜味村の青年団協議会が全国へ派遣されます。それ

もこの要綱の9条第4項、スポーツ文化活動に全国大会及び国際大会の派遣に関するということで、団体の場合は1人当たりにかかる経費の2分の1、限度額を超えないものとするということであります。この派遣についても、これは確実に適用されると思います。これは派遣選手の人数、野球でベンチ入りメンバー、登録メンバー20名、女性は12名、その分の費用をぜひ、これは適用されるんですから、ぜひこの要綱に基づいて寛大な判断をお願いしたいと思います。ちなみに、大体1人当たり9万円、この半額というと4万5,000円、限度額以下ではあるんですが、4万5,000円の助成をぜひ判断してくださるようお願いして、これは村長に一言、最後に村長部局の件に関しても、また第5次総合計画の絡みでいろいろあると思いますので、村長の思いがあればこの派遣に関することも一緒に、最後をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

最初の会長が認めたものということで、指導者等へのそういう助成ということと。あと横断幕をちゃんと国道沿いにもやるべきじゃないかという件につきましては、今後の大事な検討課題にしたいと思います。

それから青年会の全国大会の派遣については、確かに9条の第4号に該当しますので、そういうことで考えていきたいんですが、これは予算のあることですので、予算の範囲内になろうかと思いますが、そういう感じで申請がありましたら十分検討はしていきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大城議員の質問にお答えいたします。

今後の人材育成基金助成事業等に関する件については、現在のところ要綱として教育委員会が主体となって進めておりますけれども、今後どうしてもこの要綱を見直さなければならないというふうな、現実的なものとしては考えておまして、先ほどからありますように、6月に制定しました大宜味村第5次総合計画においては、本村の将来像、教育、歴史文化の輝く健康長寿村を実現していくため、未来を担う人材の育成を重点施策の1つとした村づくりを掲げております。人材育成事業は、大変重要な事業と認識しております。交付要綱は、大宜味村人材育成基金条例に基づくものであり、現条例は対象がスポーツ、文化の教育分野などに限定されており、今後は社会福祉、産業等の各分野での振興発展に寄与する人材育成に取り組まなければならないと考えております。そのための条例や交付要綱の見直しの必要があると考えております。

なお、設置についての目的等についても、先ほど議員が提案されておりましたように、できるだけ前向きに検討してまいりたいと思います。

また、現在ある助成交付要綱につきましては、今後は事業規則あるいは審議委員会規定を設置して、しっかりと村長、今のところ私が会長となって審議委員会を設置して、審議委員会はまた副村長を中心に教育長、そして関係機関を委嘱して進めてまいりたいと考えております。

当然、青年会の活動についても、派遣についても適用するという認識をしておりますけれども、今後、その審議委員会等においてもしっかりと思いを伝えて、できるだけいい方向に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） ありがとうございます。終わろうと思ったんですが、最後の答弁で教育長が予算の範囲内ということが出て、ちょっと引っかけたものですから、予算の範囲内ということは、これは今792万円も余っているんだから、先ほど言ったように、20名と12名、約30名で4万5,000円、120万円ぐらいなんです。予算の範囲内ということは790万円もあるんだから、これはちゃんと予算があるんだから、ぜひ適用するようにお願いしたいと思います。

あと1点は、最後に、先ほどの県外の派遣に要する件と、この人材育成基金に関する派遣のあれとも、ちょっとタイアップして、足りない部分はこの辺のですね、要綱はあるのにこんなことをしたら困ると思うんですが、子供たちのためにはぜひ両方、どちらかのでできるような、補助できるような形でもとってもらえたらいいと思いますので、ひとつ村の子供たちの将来のために適切な予算執行ができるようにお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時08分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に野良猫・野良犬対策について、安里重和議員。

7 番 安里重和議員。

○ 7 番（安里重和） それでは、きょうからたしか動物愛護週間だったかなと思っているんです。ものすごく気が引けますが、それでも質問したいと思います。

最近、国頭村では野良犬の被害が報告され、人や希少生物などが非常に危険な状況になっていると新聞報道等がありました。我が田嘉里では飼い猫なのか野良猫なのか、数十匹の猫が民家に侵入し、非常に迷惑がかかっている状況です。それでは次の点についてお伺いいたします。

1 点目、猫・犬の捕獲器の購入は。

2 点目、野良猫・野良犬の対策の状況は。村長よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1 点目の件につきましては、現在、当初予算において計上されている沖縄振興特別推進交付金による補助事業において、猫の保護器として10台、犬の保護器として3台の発注を行っています。

2 点目の野良猫、野良犬の対策状況についてお答えいたします。1 点目の回答と同じく沖縄振興特別推進交付金による野良犬対策として、賃金傭人による捕獲を8月15日から実行しております。なお、野良猫に対しては動物の愛護及び管理に関する法律の観点から、沖縄県動物愛護管理センターとの調整のもと、現状では保護を目的とした事業を行っています。

なお、沖縄振興特別推進交付金事業においては、このほかに観光地などにおけるハブの捕獲も同時に行っている状況であります。以上で答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） この事業で車両も購入したとっているんです。今、この猫の保護とか、犬の捕獲は非常に厳しい状況なのかなと。それでその車両をどのように利用されているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御質問にお答えいたします。

車両においても、補助事業を使って購入をしております。主に、先ほど村長からも答弁がございましたように、雇用をしております2名の賃金の雇用で犬、ハブ等の捕獲、猫の保護された動物等の配送や、あと地域のパトロールに車両のほうを利用しております。

○ 議長（平良嗣男） これで野良猫・野良犬対策についての質問を終わります。

次に島の上農道について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 私は、これまで島の上農道について一般質問を過去2回行ってきました。今回で3回目です。1回目は、平成27年第2回3月定例会、2回目は平成27年第5回9月定例会、今回で3回目です。その間、担当課と何度も話し合いを行ってききましたが、それでは次の点についてお伺いしたいと思います。

島の上農道排水対策の進捗状況は。

2点目、島の上農道を県から村への移管は。村長お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

1点目の島の上農道排水対策については、今年度7月28日に横断側溝の3カ所をふさぎ道路沿いに排水を流していますが、今後状況を確認しながら対策を検討していきたいと思っております。

なお、2点目については、県からの村への移管については、移管は現在のところされておりませんが、平成25年2月5日付、管理委託を受けています。財産の譲渡については、県と協議し申請を行っていきたくと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 報告ありがとうございます。これから質問するのは、村長に失礼な言葉を使うかもしれませんが、その点、ちょっと勘弁してもらいたいと思っております。

平成27年第5回定例会で、その現場を動画や写真で撮影をして北部振興センターと協議を行いました。路面排水を収集する場所が2カ所あることと、構造物からの自然の沢へ流れる状況があり、流速はかなり早い状況を確認しています。墓地周辺について、外堀排水路が機能している状況であったということです。これは多分、村長は報告を受けて答弁したことだと思うんです。その動画と写真は村長確認しましたか。実際、動画は何秒あるかわかりますか。わずか12秒です。この排水が機能しているということ、まずこの写真を見てください、機能していますか、これ。これは県との調整を行った写真です。これは担当課からもらい受けたものですが、こういう状況です。今、村長へ写真を提供しました

が、この写真を見て思ったことと。

また担当課長にお伺いしたいんですが、これまで何度も何度も実際打ち合わせを行ってきました。3月にも補正予算を組むという話を課長から聞いております。3月に組めず、6月には絶対組むからと。6月にも組んでいません。それで6月には9月に絶対補正予算を組むと。今回も見た限りでは、補正予算が入っていないかと思うんです。その点について、担当課長からお答え願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 安里重和議員の質問にお答えします。

以前から島の上線については、墓地に対しての流量があるということでいろいろ調査してきましたが、本来ですと、末端の排水の整備が一気にできたら細かい調査とかそういったものは省けるんですが、やっぱり財政が厳しくて、現状では横断している排水が4カ所あるんです。それで今、7月28日に上流側から3カ所の排水を土のうでふさいで、道路横断側溝に水が行かない状態を現在つくっている状況です。この状況をしばらく観察しながら、次の対策を打ちたいと思っていますので、またしばらく御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 今の現場について、私大雨のときにたまにガジュナへ行っていますけれども、道路からの、島の上線からの排水だけではなくて、その流域といいたまうか、面積が広いものですから、ほとんどがそこに流れてくるという状況があります。その辺については、抜本的に島の上線の問題だけじゃなくて、この地域の排水路、今課長が説明したように、下流のほう、前田食堂の後ろのほうはどうしても満潮時、あるいは河口閉塞によって水がたまっていて、なかなかはかないという状況もあります。その辺について、ぜひ今後、改善する方法でしっかりと調整していきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） できるだけ早い時期にやってもらいたいと思います。

それと移管に関する点ですけれども、今、まだ移管されていないと聞いてちょっとほっとしています。できたら、こういう島の上農道関係等に、欠陥等が、問題点等があるんでしたら、その問題点を県のほうに改修させて、その後に移管されたほうがいいんじゃないのかなと私は思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 吉 濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に産業の振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 産業振興について。

豊かな自然が生み出す活力ある村づくりをどのように進めていくのか、次のことにお伺いします。

村は、カラギ活用推進プロジェクトを立ち上げて事業を推進していますが、第5次総合計画の審議会委員長「産業化や商業化する際に、全て行政がバックアップするには難しいと思うので、支援策が事業化されるとよい」との提言があるように、カラギ活用推進事業の実効性を高めるにも、カラギの造林木を指定することにより、造林事業に対する支援策が必要と思われませんが、どのように考えているか。

（2）村は、これまでに村の村おこしのキーワードとしてシークワサー生産振興を掲げ、加工施設

の設置やシークワサーの苗木を供給するなど、振興策を実施してきた。しかし、村は、シークワサーの現状は消費量が少なく生産過剰であるが、シークワサー振興計画はどうなっているのか。また、シークワサー産地協議会の総会はいつ開催するのか。

3番目に、イノシシによる農作物被害があり、営農に支障を来している農家があります。イノシシ被害対策が必要と思われませんが、イノシシ被害防止柵事業の追加事業の実施をどのように考えているか。

4つ目に、大川川等多自然川づくり整備推進事業でワークショップがあった。当初、喜如嘉ターブクに引き込む水量は現在、絶対的に不足している。七滝から流れる水も活用すべきだとの必要性の認識があった。引き込む事業はいつ実施するのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 質問にお答えいたします。

（1）については、一括交付金を活用し、現在基本計画策定業務を実施しています。造林事業に対する支援策ということですが、カラギについては工芸作物という方向性で現在進めています。今後、今のところ造林事業との関連づけはしていませんが、今後、前向きに検討していく必要があると考えております。

2番目については、大宜味村シークワサー振興戦略に基づき販売促進等、推進しています。シークワサー産地協議会の総会については、今年度は平成28年6月29日、改善センターで開催しました。次年度については、今日程は決まっております。

（3）については、補助金を受けて平成23年より事業を実施していますが、実施年度において設置の必要のなかった場所や、設置申請のなかった場所があり、その後必要性を感じ、要望等が出てきております。当初、県においても1地区1回の事業との予定でしたが、未設置場所の被害が集中しているため、今後事業ができるように検討したいとの回答を受けています。

（4）について、大川川等多自然川づくり推進計画策定業務の中で、ワークショップ等、御協力ありがとうございました。今回の七滝より流れる河川よりの水の引き込みということですが、計画策定の中には土地改良区への水の引き込みについては、採択要件に該当しないため、計画の中には入っておりません。その引き込みについては、その他農林関係の事業で何とか検討していく必要があるかと考えております。以上でお答えいたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） 1番目のカラギの件ですけれども、工芸作物と言われたと思うんですけれども、実際、造林事業をする場合、造林事業樹木に指定すると、補助事業が活用できます。そのことは、県内の他の市町村でもカラギが造林木として指定されている市町村もあります。それでそういう活用をされておりますので、いま一度、その活用を進めていくという答弁をいただきたいと思っております。

それから2番目の6月28日に総会があったというのは、これは年度ごとになると思うんですけれども、今年度はまだ予定がされていないということでしたが、前回はネットで戦略を公表して、総会もやっていると思うんですけれども、去年のことがきっちり伝わるようにやっていただきたいと。そして戦略の件については、かなり残ったシークワサーもあって、効果が余り出ていないんじゃないのかなと思われまますので、より効果の出るようなことでやっていただきたいと。

それとあと、去年も少し話ししましたけれども、一括交付金での冷蔵庫の件もやっぱり積極的に進め

ていただきたいと思います。この一括交付金は、村の一括交付金じゃなくて、県がやる一括交付金で、またできたら大宜味が主要産地ですので、県の一括交付金を使ったシークワサーの冷蔵庫は大宜味村に設置するように積極的にやっていただきたいと思います。

それと3番目に、イノシシ被害防止柵の件ですけれども、追加事業は漏れたところの申請要望をして展開していきたいという要望がありましたけれども、やっぱりこのゾーニングというか、昔は猪垣があって、人間とイノシシの住み分けがされておりました。それで人間が住むところの畑のほうにはイノシシが侵入することはなかったと思います。それでここで今やっている部分もありますけれども、やっぱり農業振興地については漏れがないようにやるべきだと考えておりますが、この件をもう一度、聞いていきたいと思います。

それから4番目の大川の整備推進事業の件ですけれども、そのことは一緒に抱き込んだ事業ができればよかったなと思っているんですけれども、やっぱり土地改良というか、喜如嘉ターブクに水が行かない、そして今現在、ほとんどの農家の人が用水というか、排水からポンプアップしてからやっている状況が多いです。その分だけ農家負担がふえますので、自然流下による農地の水の導入を早い時期にやってもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 1番目の件については、造林木の指定については私も賛成なんです。実は、シークワサーの造林木として指定したことも、議会のほうからの提言もあって、以前にシークワサーを指定したこともあると私は記憶しておりますけれども、ぜひとも前向きにカラギ木も造林木として指定できるように進めていけたらというふうに、検討していきたいと思います。

また2番目のシークワサー振興戦略の1つとして、冷蔵庫の設置について要望が前々からありますけれども、実はこの件については、北部振興事業の中で今帰仁村が第4次で決定したんです、その事業がですね。何月でしたか、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、この間、内閣府は決定したようでありまして、それが大宜味村のシークワサーまで、そこに入っているものですから、その辺とのかかわりを今後調整しながら検討していきたいと思います。

それから総会については、年に1回しか総会はやりません。平成27年度のことについては、平成28年6月29日に、平成27年度事業の経過報告、決算もして、そして平成28年度の事業計画と予算もこの6月に決定しております。そういうことですので御理解をいただきたいと思います。

それからイノシシ対策、有害駆除のほうなんですけれども、その辺についても、先ほどあったように集中的な形で被害があるという場所もあるようですので、その辺もしっかりと農家の皆さんとも調整して、できるだけ県の補助事業ができるかどうか調整しながら進めてまいりたいと思っております。

4番目については、さっきもお話したように、やはり農林関係の事業が何らか、そういう喜如嘉の土地利用計画の中での方針と一緒に検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長、1番目のカラギについては、造林木に前向きに賛成していると。ありがとうございます。この造林事業は、個人にも補助事業が適用されて、また保育も対象としておりますので、ぜひ精力的にやっていただきたいと思います。

それから2番目の件は、6月28日に総会をしたということですので、私もちょっと認識不足でした。またこの6月28日の総会資料を見ていきたいと思います。

それから3番目の、これはなぜ質問したかという、やっぱり喜如嘉のあたりが抜けておりますということと、それから法人のそこにかかわっている人がやろうとしたら、あなたは農家じゃないかと。要するに個人であろうが、法人であろうが、これは対象すると思うんです。その辺の認識と、それから先ほどゾーニングの話もしましたけれども、戸別でやっているところとゾーニングでやっているところがあって、その違いが大きいということ。それで喜如嘉の農家から苦情があったのは、漏れてやっぱり農振地域だけやられていないと。ところが田嘉里に事業はやっているんですけども、属地主義なのか、国頭に越えてやっている部分があるんです。だからそのものと、あと50センチぐらい積まれているんですかね、まだ未実施のものがあると、それを喜如嘉で活用させてくれないかということで区長同士相談してやろうとしたら、まだ使うなど。実際は実施されていないんだけど、事業は終わっているという問題があるんですよ。だからその辺、不公平で、これは本当に説明つくかということなんです。実際使われていないものも事業をしたと。それで漏れているところの、喜如嘉のほうは使いたいというところが使わせてくれないと。こんないい加減なことがあるかと。本当にこれ農家に信頼をなくすようなことをやっているんじゃないかと。この件を再度聞きたいと思います。

そして4番目の大川の件は、また浸水の問題は次の安全の問題でしますが、ぜひ村長が言われたように、またほかの事業で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 現在の3番の猪垣、フェンスの問題なんですけれども、この件については今初めて聞くので、たしかに私も以前にそういうものを見たことがあるんですが、施工されていない、そのまま放置というか、積まれてそのまま動いていないという状況があるということを知りましたので、その件については、しっかりと私たち直接、そこを確認して、その辺がほかに回せるような状況なのかどうかというのをしっかりと私の目で見て、確認をして指示をしたいと考えております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） このイノシシの防護柵についてですが、喜如嘉が漏れているということではありません。地域ごとに、年度を追って施工しているものですから、本来ですと、1カ所から順序よく攻めていくべきだったんですけども、田嘉里の地域に入る時点で、田嘉里の被害が非常に大きかったものですから、それでちょっと飛び越えて田嘉里に行った状況になっています。事業については国の補助金で進めていますので、今のところ各年度ごとに進めてこられていますので、順次、地区を指定しながら、事業はまだしばらく続く状況がありますので、そういった形で事業を進めていきたいと思ひます。

それと以前、平成23年から事業を実施しているわけですが、この平成23年当時に、その地域に入ったときに同じ畑ではあるんですけども、作物によっては猪対策がいらぬという判断で希望しなかつた場所があるんです。でも実際、そういった、その当時に必要がないということで置いたところが、実際、周辺がイノシシ柵をされることによって、今被害が集中している状況が起こっています。県のほうからは1地区1回の実施という方向性が示されていたわけですが、こういった被害が集中するということが非常に多くなっているということで、県としても今後、事業すぐできますということは回答を受けていないんですが、今後ちゃんと検討したいということをお返答を受けています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで産業振興についての質問を終わります。

次に教育と福祉のサービス提供について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 教育と福祉のサービスの提供について。

歴史に学び人を育む文化や健康長寿と子育て・弱者を支える「結」等の村づくりをどのように進めていくのか、次のことを伺います。

村子どもの居場所運営支援事業が8月22日から村立診療所の医師住宅で開始されました。村は、居住圏（徒歩通学）にあった学校を統合したために、スクールバスで児童生徒を送迎しているが、事業主体者の責任において送迎すべきだと考える。また、医師住宅は医師が常駐できる施設として設置している。今、村は医師が医師住宅に住んでもらって往診も対応できる医療を目指しているこの時期に、目的外使用は行政の怠慢である。今後変更はないか。

2番目に、村営学習塾の開設はいつごろ、どのように開設するのかお聞きしたいと思います。

3番目、喜如嘉小学校跡地に認知症の福祉施設設置の説明会が村と一心福祉会の主催であった。訪問診療は隣村の開業医を予定している。地域の方の介護等のショートステイは対象としていない。しかし、地域の人たちの福祉施設の要望は、老人ホームや介護施設で通所でも利用できる施設。また、地域支え事業で食堂を開設し、一人暮らしの老人などが楽しみにしていて、その延長線上にあるのが日々持続可能な食事の提供ができる施設だと。認知症の方が地域でトラブルの発生を引き起こしている。地域とほかの施設の調整やすみ分けをどのようにしていくのか説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

今まで使用されていない医師住宅を有効活用しておりますが、同時に旧大宜味小学校跡地を活用する手続を進めております。医師住宅の使用は、来年3月までのめどとしております。送迎につきましては、事業委託者が学校まで迎えに行き、ぶながやハウスで学習支援、生活支援、軽食をとります。保護者の就労状況が違うので、迎えは保護者が行うことに決めています。医師住宅につきましては、今後も医師住宅に住み、往診も対応できる医師の確保に努めてまいります。

平成27年11月1日現在、大宜味村において認知症と認定された方が254名です。この数字は表に出てきている数字で、水面下にはもっといと推測されます。第5次総合計画の中にも盛り込んでおりますが、計画の方針に高齢者が住み慣れた我が家、地域で人間としての尊厳を保ち、健康な生活を送ることができる福祉施策の推進を図るということで、平成23年から地域支え合い事業を展開していきました。今でも地域のリーダーと仲間が協力しながら、子供から高齢者、障害を持った方などが集まる場所として食堂を開設している区もあります。年齢や心身の状況などによって分け隔てるのではなく、住民主体、住民運営で支え合いを充実させることが大切だと考えています。施設については、一心福祉会が管理体制や職員配置も基準に応じた体制や、特に地域との連携等については、慰問や交流、認知症についての相談や勉強会開催など、地域での理解を深めるための取り組みや、災害時における独居の方の避難場所としても受け入れていきたいと話されていました。村としては、すみ分けるのではなく、他の施設も含め、施設の持っている機能等を共有させていただきながら、村民の福祉向上に貢献できるよう努めていきたいと考えています。以上、答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) お答えいたします。

村営学習塾という、名称はいろいろあるかと思いますが、やはり児童生徒の支援を図るためにも大変重要な課題だと認識はしております。ただ、現在のところ財政面とか運営方法等、まだ課題がありまして、その辺の課題を克服しながら、今後は設置に向けて前向きに検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 1番について、今の医師住宅は3月がめどだと。そして旧大宜味小学校をめどにしてやっているということをお聞きして少しは安心しております。

それとあと、迎えは事業者主体でして、送りは保護者の責任でやってもらっているということでしたけれども、その辺が、やっぱり恵まれない子供たちだということ、送迎もままならないところもあると思います。そして私が実際生活して、夜中だったかな、自動販売機に買いに行こうとしたら、ある小小学生だったか中学生だったか、それぐらいの、中学生だったら中学に上がったばかりの子供が1人で歩いているんです。何をしているかと聞いたら、妹と喧嘩して、頭にきて外を歩いていると言う。お母さんはいないのかと言ったら、お母さんはいないと。やっぱり夜働いているということで、子供たちだけという家庭もあるわけです。だから通常だったら送迎はスクールバスでできます。やっぱり家庭環境に恵まれない、そういう欠けている部分を子ども居場所づくりでやってとてもいいなと、私、これは今後もっと期待していきたい。だから親御さんに委ねるのではなくて、送迎を実施していただきたいと思っています。その辺はすぐできるかできないか検討していただきたいと思っています。今、要保護と準要保護が対象だと言われておりますけれども、私、前に質問したことがあるんですけれども、実際、学校現場から上がって準要保護に該当することを申請しているけれども、予算の範囲内で切られている部分があります。その辺も含めて、もうちょっと居場所づくりの対象の人たちの家庭環境、いい方向のレベルだけじゃなくて、悪いレベルの人たちも支障がないように、本当に温かい家庭環境を、代替という感じでできると思うんですけれども、テレビなどで子供たちが立ち直った、元気が出たという紹介もありますので、ぜひそのように発展できるように期待していきたいと思っていますので、送迎の件はぜひ検討していただきたいと思っています。

それから2番目に、学習塾、名前の件はいろいろあろうかと思うんですけれども、財政面、運営面でどうしていくかということで、前々から県内の離島では村民塾ということで学校教育だけでは足りない。家庭でも勉強もあるんだけど、やっぱり学習塾のほうがいいんじゃないと言われていた部分もあります。そういう意味でも学校施設を利用して、そのまま移動せずに、大宜味の子供たちが義務教育と、それに補完する村営の学習塾が連携してできたらいいなと思っておりますので、これから準備して、新年度からぜひスタートできるようにお願いしたいと思っています。

それと3番ですけれども、共存というのはとても私はすばらしいと思っています。ところがサポート体制がなければかなり厳しい局面に追いやられる部分があります。一時期、要するに障害者の方々ものぼれる横断歩道という形でスロープでやっていたんですけれども、今人権の問題だと。この歩道自体を取っ払って、障害者の方々スムーズに行けるような形になっております。そういう意味でも前と同じような、この辺をサポートするのがかなり厳しいので、だからそれを私は調整ということで、すみ分けというのは、先ほど地域でもちょっとトラブっているから、地域の人だけだったらいいんだけど、

旧喜如嘉小学校では観光につながる施設も入れたいという感じもあるものだから、その辺もトラブルが出てくるのではないかと。その辺のフォローをどうしていくかと。例えば授産施設で扉が開いていたら、そこから脱走しているいろいろトラブルというか、問題が発生したこともありますので、事故に巻き込まれないような形をとっていただきたいと思います。その辺を今の範囲だけでどういうふうにやっていくのか聞かせてもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 送迎の件についてであります。帰りについては、保護者の皆さんとの話し合いのもとでこういうふうな、親が責任を持って帰りは送るということになっているわけですから、そういう方針で今進めているわけです。もし、保護者の皆さんからぜひ事業所のほうで送ってほしいという要請等があれば検討する必要があるのかなと思っております。

それから2番目の村営塾については、私としては、やはり村の人材育成の面から何らかの形でそういう予算の引き出しをして、人材づくりの面で村営塾も運営できるような方法をしていけるんじゃないかというふうに、今後できるだけ議員の要請があるように、4月ごろから。私はできるだけ早い時期にやりたいんですけども、財政面が一番ネックでありますので、その辺をしっかりとできるように検討しながら進めていきたいと思っています。

また、福祉の弱者の対策についても、以前は、我々大宜味村民は隣近所に声をかけながら、しっかりと弱者に対しての手助けというのが隣近所、相当頑張ってやっておりましたけれども、最近、隣近所とのコミュニケーションが少ないような感じがして、大変心配なこともたくさんあります。それができるように、村と行政としては各村民に対して、こういう隣近所の声かけ、いろんな面での対策と。あるいは今、一心福祉会の施設については、事故のない、バリアフリーで設計をされておりますので、その辺については十分心配ないのかなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番目の送迎については、親御さんから要望があれば検討していきたいと。とてもありがたい答弁でした。ありがとうございます。

それから2番目のものについては、できたら早い時期ということで4月をめどにできたらいいなと思いますので、積極的にやっていただきたいと思っています。

3番目の件は、もちろんバリアフリーとかですが、村長が言われたように、知っている方々の中であの人はああいうくせがあって、ああいう特徴があるというのは大概わかるんですが、よそから来て、また観光客もよその人が来るものだから、その辺のトラブルとかそういうものをどういうふうに対応していくか。その辺はもうちょっと煮詰めて調整する必要があると思いますので、その辺は今後、開設するまできちんとやっていただきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） これで教育と福祉のサービス提供についての質問を終わります。

12時になっておりますけれども、そのまま引き続き行っていきたいと思っています。よろしいですか。

よろしいですね、そのまま継続でやっていきます。

次に安全・安心な環境の整備について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 安全・安心な環境の整備について。

始める前に、これ「浸水水」と5行目に入っていますけれども、「浸水深」です、深い字です。訂

正してからやっていきたいと思います。じゃあ、始めます。

安全・安心な住みよい村づくりをどのように進めていくのか、次のことを伺います。

(1)「結の浜」地域の避難経路等の安全性について、村長はこれまでに学校敷地から高架橋を造ると公言をしていました。いつどのような工法で実施するのか。また、学校敷地より国道は2メートル5センチ高低差があり、低いのだと説明をしてスロープを設置するとしているが、浸水深1メートルから2メートルでは津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとの被害目安があるのに、公言とあべこべの施策である。そしていつ説明会をするのかお聞きしたいと思います。

2番目に、旧喜如嘉小学校近くの土地改良区の住居地域の道路の舗装と水路の土砂詰まりによる浸水災害の改善についていつ実施するのかお聞きしたいと思います。

3番目に、村はこれまでに村空き家等既存活用可能性調査等を実施している。今後、村に総務省の「地域おこし隊」が赴任しているので、これまで地域では、民宿やレストラン等の施設や住環境の整備が期待されていたが、最近古民家を取り壊されたり、他へ移築されているが、村長のこの事業にかける思いを聞きたい。

4番目に、村宅地分譲地における太陽光発電施設の設置について、周辺住民を初め、問題視しているが村の対応を問う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の質問について、私は公言をしたことはありません。検討した結果、現在の工法となっております。完成した際には、結の浜地区において説明会を開催することを検討しています。日時はまだ決まっていますが、11月以降に開催していく予定としております。

2つ目の質問について、当地域においては、以前より大雨のたびに道路への土砂の流出等があり、その都度、土砂の片づけ、排水路、さらに排水路さらいを行っています。道路及び排水路の改良は必要ありますが、対象となる補助事業を探していますが、該当する補助事業もなく現在に至っております。道路を横断しての下流側の土地改良区排水路については、今年度浚渫工事を実施します。現在、先週ある程度の土砂の排除をしているところでもありますけれども、今後は、業者による下流側のしゅんせつを進めてまいりたいと考えております。

3つ目の質問については、平成26年度に行った調査では、村内に260件余りの空き家の存在の報告を受けております。空き家活用に関する取り組みにつきましては、位牌問題等、諸課題もあることから慎重に取り組まなければなりません。移住、定住には空き家の活用が必要不可欠でありますので、活用方策の検討をし、空き家の持ち主への理解を求めながら区長を初め、地域の協力をお願いしながら進めていきたいと思っています。

4つ目につきましては、今年6月に江洲定住促進団地前にて太陽光発電設備の設置が行われることの報告を地域住民から受け、現場を確認したところ分譲地内にトンブロックが敷かれている状況で、その数日後には太陽光パネルが敷設されたのを確認しております。住民からの訴えと江洲定住促進団地という観点から事業所へ撤去についてのお願いを行ったところでもあります。なお、その関連につきましては、県議会に対して8月3日に要請をしたところでもあります。以上、答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 1番について、村長は公言していないと言っておりますが、多数の方が公言しているという認識を持っております。そして一日も早い説明会を行っていただきたいと。

それと2番目に、この排水、常時しゅんせつというか、やっているということですのでけれども、その土地改良区はもう20年ぐらいになりますか、農振地域から外して住宅地域に進めていくという形でやっています。そして90歳になるおばあちゃんも住んでいて、押し車でやっている。あのでこぼこ道を伝って、付け根部分の道路では浸水しているものだから出られません。だからやっぱり補助事業がないからというのは、村は約20年ぐらい前から住宅地域、次男、三男ヌーが住める地域だからということで、延長してあそこを土地改良区から外してやっているわけです。そして補助事業があるから云々の話じゃなくて、そういう目的で外しているわけだから、一日も早くやってほしい。何か大雨が降るたびにあそこは浸水しています、下のほう。そして下の排水のほうは土砂が詰まっておりますので、当然、大雨のときには浸水するような状況があります。そして緊急ではありますが、きのう台風が接近して、喜如嘉の、先ほどほかの議員、河口閉塞もありましたけれども、あれは河口閉塞しているから台風が来たときの大潮に、当然予想されていることだと。これは地域の人たちいつも被害を受けている人たちは、きのう私も現場へ行ったんですけども、苦情を言っていました。それで予知されていたのに何で対策をとらないかと。村は予想できるのに、台風が接近してきたと。みんな台風対策をしてくださいと言っているにもかかわらず、先ほど言った場所と、喜如嘉の途中の七滝から流れてくる道との川のほうですね、よく氾濫しますけれども、そして河口閉塞しているところ。その辺は予期されることであって、そういう結果になっているんです。だから村は各家庭に台風対策をとりなさいと言っていると同じく、村の管理すべきところをそういう被害にあわないうちにやってもらいたい。そしてきのうの現場では、昼間バックホーでやったんですけども、地域の人からまたすぐ埋まるよと。夜もやらないといけないよと。電灯も持ってきて夜もやったということをおっしゃいました。そういう予想されるものを事前に、きちんとやってもらいたいと思います。そのことをきっちりもう一度村長に話していただきたいと思います。

それから3番目の空き家等についてです。これを見たんですけども、空き家等の条例案というのがいろいろあって、これは空き地から発生する病害虫とか、草が生えて、いろいろ迷惑をかけて、また建物が倒れるとかという雰囲気のある条例ですが、村長が先ほど言われた積極的に活用していくということは、私はその辺が必要じゃないかなと。これは調査しているところから喜如嘉でも3件の赤瓦というか、古民家が潰されております。それもほとんど行き先がウフヤに持っていかれております。だから地域で何ができるのか、その辺はもうちょっと積極的にやってほしい。また放置した家が老朽化して、もう那覇に住んでいるから帰ってこられないよと。もう手をつけられないという状況もありますので、その辺を積極的に村営住宅も含めて活用できるといいなと思っております。

あと4番目に、太陽光の件ですけども、これは私は規定ですか、ちょっと例規集を持ってくるのを忘れて、規定の目的違反じゃないかなと。目的は住宅を建てるということでやられているんですけども、何で太陽光が立てられて、村自体が条例、規則をつくるものについては私とっても前向きだと喜んでいらっしゃるんですけども、みすみす太陽光でも何でもできるような体制をとったのは村だと思っているんです。この買い戻し条項もあるのに、その買い戻しもしない。挙げ句の果て、転売されてこっちの効力は発しないと。これは何で発しないといたら、規定の拘束力の担保、要するにそれを外しているからそういうことになっているんじゃない。相手に対する抑止力というか、これがあれば他事業に対する関係があるということで、この補助事業をする人たちは慎重に構えて、やっぱりその辺はやがて条例

規則等にうたわれるように、いろいろ出してきておかしいんじゃないかと判断されますので、事業は実施されなかったと私は思っています。これは明らかに役場の怠慢だと思っていますが、いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） まず、第1点目の公言の話ですけれども、この件については、私はつくるとは言っていないということなんです。つくるといふことは、こういう陸橋つくってやるということも考えられるということであって、私がつくるとははっきり言ったという、公言はしなかったということです。その辺御理解いただきたいと思います。

それと2つ目の件ですけれども、当然、補助事業でできなければいつまでもじゃあ放っておくかということなんですけれども、これについては、ぜひこれからしっかりと、村内にはたくさん補助事業が該当しない、改善すべきところがたくさんあります。それをできるだけ早く調査をして、一般財源でできる方法ができるのか、予算が大規模になると非常に厳しいところもありますけれども、できるだけ毎回、毎回こういう形になっている状況ですから、これもできるだけ早い時期に一般財源でも改修するような方向で進めていきたいと考えております。

3番目については、空き家の問題についてもさっき言いましたけれども、位牌のある家が大分たくさんありまして、その辺についてなかなか、定住としての賃貸は難しいということもあって、これからは民泊関係に使えるような対策も必要なのかなということ、今調整をさせているところです。私のところにも定住じゃなくて、民泊に活用するのであればいいですよという話も出ておりますので、その辺についても積極的に進めていけたらと考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

さっきの太陽光設置についてはいろいろあるようでありますので、担当課のほうから、課長のほうから説明をさせたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 江洲の分譲地に関する事で、太陽光パネルが設置されたということですね、設置されるまでは全くそういうのは想定されていなくて、ただ報告を受けたときに確認させてもらって、それから手続の関係を調べさせてもらいました。この契約が平成11年にこの方に契約をして、それから10年以上経過しておりますけれども、その中で分譲の家が建てられていないというところで、督促的なもの、家を建ててくださいということで話を何度か、数回させていただいております。ただ、その中で解約の手続までは至っていなかったというところで、昨年度、契約、買い戻し特約のものが切れているということもあって、この10年の切れていますよというところでの転売をされている状況の中で手続が、条項が効力を発揮しなくなったというところですね。それからこの太陽光パネル設置がされた後に、村として太陽光パネル設置の事業者に対しては撤去のお願いをしたというところでありまして、村の顧問弁護士と対応についていろいろ相談させていただきながら、気をつけるべきところがありますので、相談しながら撤去のお願いというふうに至ったというところで、命令ができない状況の中であったというところで、今回条例の制定にして、また県のほうにも要請をして国の制度に手を入れてもらって、今設置されているものに対して何らか手だてができないかというところ、県にも、国にも要請をしているというところでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） どうもありがとうございます。今、課長からいろいろ説明がありましたけれども、この契約に沿ってやっているだけけれども、10年たっているから。そしてこの特約事項を外したこ

とも1点、先ほど買い戻し条項にうたってやらなかった件と、条項を外した件、2点の落ち度だと思うんです。この大宜味村商業基盤及び空き家既存等の活用、実態調査の中で、条例の拘束力の担保、条例には法的根拠はないが、前述の国交省調査では、条例実施市町村のうち改善の指導後に勧告を行うのが98%、命令を行うのが84%、違反した所有者名の公表を行うのが77%だった、このように制定される条例の全てが指示、指導、勧告という形で市町村長が行政指導できるように規定してある。行政指導は市町村の公印が押された組織が行うため、法的根拠はなくても権威があるように見え、実際には効果があるようである。それが条項の、外さなかったらそれと同じように効力が発してくるんです。だからその特約条項を外したのためにパッパッとやっていて、また太陽光をやる人たちはそれを外しなさいと言うんです。2回ミスしていますよ。それなのに県議会に行ってどうのこうのやっていること自体が私ほとんどもないなと思っているところもあります。それで今度条例化していくものについても拘束力ないけど、これをやることによって相手にプッシュを与えて実施させないようにやるのが今度の施行規則だと思うんです。それと同じように、今後の問題はいろいろあろうかと思いますが、やっぱりその辺は慎重に捉えてほしいと思います。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦勞さまでした。

(午後12時27分)

平成28年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成28年9月21日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年9月21日 午前10時00分)

散 会 (平成28年9月21日 午前11時08分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 新 城 寛

副 村 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 咲 代

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 兼
農業委員会事務局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第36号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑委員会付託
2	議案第37号	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	質疑委員会付託
3	議案第38号	結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について	質疑委員会付託
4	議案第39号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	質疑委員会付託
5	議案第40号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質疑委員会付託
6	議案第41号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質疑委員会付託
7	議案第42号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質疑委員会付託
8	議案第43号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質疑委員会付託
9	認定第1号	平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
10	認定第2号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
11	認定第3号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
12	認定第4号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
13	認定第5号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
14	認定第6号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑委員会付託
15	報告第11号	閉会中の所管事務調査報告書（閉校後の学校跡地利用について）	報告
16	報告第12号	閉会中の所管事務調査報告書（災害時の「緊急避難路」の整備について）	報告

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第36号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） それでは質疑をいたします。

この条例は、地方自治法第14条の規定による条例の制定だと理解しているんですけども、この再生可能エネルギー関係については上位法の中での規制とか、そういうことはなくて、条例で制定しようというところであるんですが、この条例の中身について見ますと、事業者に対しての協力、努力義務とうたっているわけです。上位法の規定がないから14条の3項による借用の規定はないんだろうと思っているんです。この条例が制定され、公布された場合に実効性としてどの程度であるかということもちょっと疑問もあるんですよ。努力義務しかうたわれていないものですから、これはおそらく制定されますと、県内では初めての条例で非常に画期的なものになるろうとは思いますが、その実効性の問題について説明を願うと同時に、そこで確認をしておきたいと思います。

昭和25年2月21日の行政実例ですが、条例で直接に財産を制限することはできないが、公共の秩序維持と公共の権利増進のため、必要な規則を、規制する結果、間接に財産権を制限する結果になることは差し支えないものとするという行政実例がございます。この行政実例からしますと、この条例を制定しても何ら差し支えないというように私解釈はしているんですが、その2点をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田議員の質疑にお答えいたします。

まず、実効性についてですけれども、きのうの質問でもありましたが、太陽光であったり、再生可能エネルギーの発電設備を設置されるに当たっては、国の法に基づいて、国の認可において設置されるというところで、市町村また住民の方々々が着工まで知ることができなかったというところがありました。それで上位法に基づいてですので、我々市町村、行政のほうでも規制のかけることができない内容であるということの確認を関係機関にさせていただいております。また、顧問弁護士等にも確認してこういうところできない旨がありましたので、また住民からは直接意見を述べたときに、なぜこういうことを言うのかということも言われたところもあったようですので、根拠を持って意見の言えるような立場になるというところで、この条例の中で意見を言えるようにしていると。あと着工するまで事業所がわからないというところであれば、着工するときまでには届け出をもって市町村を知っておくべき必要があるということと、その内容を知った上で行政から指導、勧告ができるようにして、できれば対処してもらいようなお願いになりますけれども、努力義務がありますけれども、そういうことができるような内容にしているというところであります。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 議員のおっしゃるとおり、地方自治法第14条に基づいての設置となっております。地方公共団体としては、普通公共団体ということもあって、地域における事務、そのあたりが政令で定められた事務を行うこととなっております。それに反しない限り条例はできるということもあわせて、今回の条例の制定となっております。さっき企画観光課長からあった趣旨に基づいて、またそれが引き金となって、県でもそういう条例ができたり、あるいは県のほうにも求めているんですが、もう少し踏み込んだ、そういう条例もできてくるんだろうと思います。そして全国の知事会のほうでもそのあたりは政府のほうに申し入れをしていますので、そのあたり法律的にも変わってくる可能性もあります。そのときを見込んで法律が変わればこの条例のほうももっと踏み込んだ条例にできるかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ぜひそのような方法で進めていただきたいんですが、8月3日に村長から県議会議長へも要請されているわけですが、議会としてもこれを後押しするために、今議会で意見書など発議していこうという考えを私は持っているわけです。それを後押しもしていきたいと思うのですが、この条例が議会で可決された場合、やっぱり周知が非常に必要だと思うんです。そういう場合にはマスコミ等も利用して、広報も利用して、周知の方法をきちんとやらしてもらえれば事業者も目を通しますから、大宜味村は条例ができたと掲示板に告示だけされてもこれはわからないわけですので、ひとつそのほうも検討していただきたいんですが、周知方法ですね。それについて最後にお伺いして終わります。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） さっき議員からあったとおり、県内第1号ということもあって、ある意味、画期的な条例の制定になってくると思います。そういう意味でもマスコミ等を通じてそのあたりはしっかりアピールもしていきたいと思います。村長のほうからもまた。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。

先ほど副村長から答弁があったように、県内で初めての条例ということで、また課長からも説明があったように、その設置時期がはっきりわからないで住民から苦情が出て初めて知ったという、行政としてはちょっと後手になってしまったんですけれども、ぜひそういうことを何らかの形でとめることができるように、隣接の皆さんへの説明とか、そういうものもできるような規定の中でしっかりと定めて進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第38号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それではお伺ひしたいと思います。

補正予算書、13ページの歳出、2款1項8目の中での委託料ですが、これは財務書類作成業務委託料として149万1,000円が計上されているんですが、投資的な基準による財務書類の作成業務とあるんですね、説明書によりますと。その内容について、ひとつ御説明お願ひしておきたいと思います。

次に、ちょっと前後しますけれども、11ページをお願ひしたいと思います。2款1項1目総務管理費の一般管理費の中の13節、これは人事評価業務委託料として40万円が計上されているんですが、御承知のようにこの人事評価制度については、平成26年5月14日に改正地方公務員法が公布されて、平成28年4月から全ての自治体で人事評価を行うというのがこの地方公務員法の改正であったんですが、現在、まだ本村で行われてないんですが、いつごろから人事評価制度の導入をお考えになっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと次は26ページ、これは10款5項3目文化財保護費の中の役務費ですね。田港御願の植物群落碑文移設作業手数料ということですが、従来まではこの碑文は借料として支出されていたと私は記憶しているんですが、これ移設するということは、道路拡張とかいろいろな問題と引っかかる何かがあるのかなと思うんですが、その辺、説明をお願ひしたいと思います。以上3点についてよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 前田 孝議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、人事評価制度の話ですが、こちらについては平成28年4月1日から実施している段階です。平成28年度の評価は平成29年度に出てくるという形になります。今回の補正についてですが、やっぱり導入してまだ新しいと。職員も戸惑ってくるというところもあるわけですね。人が人を評価するに当たって正しいやり方しないといけないということで、やっぱり職員も研修する必要があるということで今回の補正ということで、講師を招いての、専門業者を招いての委託料ということで計上させていただいています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 8目の財務書類作成業務委託料についてお答えいたします。

149万1,000円の計上でございますが、こちらのほうはこれまで、今回も提案しておりますが、決算統計という形で決算を今まであらわしておりましたが、平成28年度決算からは財務諸表4表の公表が求められており、これまでも総務省改定モデルとか、基準モデルとか、幾つかのモデルがあって、それを各自治体が選択するような方法だったんですが、統一モデルとして、平成28年度決算からは公表していく義務がございます。平成28年度決算を作成するに当たっては、平成27年度分から作成しないといけないということになりまして、平成27年度決算のものを、今システムのほうでは決算統計に合わせてのものですから、それから抜き出して委託を組むと。また会計課のほうで作成しております財産調書ですね、そちらのほうもこちらに数値として上がってくるものになってくるものですから、そちらと連携して委託を組んで、平成28年度決算公表に向けて今年度から作業を進めていくということで計上しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） それでは田港御願の植物群落の碑文の移設作業の手数料についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、議員が先ほど述べましたように、私有地を借用しまして設置しておりますが、この用地につきましては、今度住宅の建設予定がありまして、年内に移設をお願いしたいという要望がありまして、今回急遽補正ということになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料の中で、対調定でトータル2万511円ということで調定より収入金額が大きくなっているわけですが、その対調定より増収されている理由について説明を受けて、次また質疑をしたいと思いますので、その内容について御説明をいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） では、前田議員の質疑にお答えいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,799万806円に対し、収入済額が1,811万3,281円となり、収納率が100.1%となっております。これは現年度分の過誤納付でトータル2万2,475円が歳入となり、100%を超しております。出納整理期間中に対象者には手続の公文を送り、御案内しましたが、5月末までに間に合わずこのような徴収率となっております。還付対象者には平成28年度の予算から還付を行っております。今後、還付未済がないように、その都度、対象者には丁寧な対応をしていきたいと思っております。今後とも適切な事務処理を心がけていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これの平成24年度の決算のときに同じような形態が出ているんです。私、そのときに本会議で質疑をしているんです。平成24年度の監査委員の決算意見書の中では、その当時は16件で4万9,776円という金額が出て、監査委員の意見としては地方自治法等をもとに調定の事務及び決算書の記載のあり方を今後検討すべきであるというように平成24年度の監査委員の意見は出ているんです。これ今度同じようにそれが出てきているものですから、一応お伺いしなければならないなと思っているんです。これは過誤納付だということはわかっているんですね。

そこで、この過誤納付等については、過誤納付であっても調定は当然やるべきですね、調定というのは、この調定をして、それを戻す場合にはやっぱり一般の支出の手続によって戻さなければならないということ。それは当然のことだと思うんです。その戻しをする場合には、方法としては資金前渡の制度もあるということなんです。資金前渡の制度も。死亡した方への過誤納付だと思うんですが、その場合には死亡した方であっても相続者がおられると思うんです。そういう手続等もいろいろ煩雑になると思うんです。そういうことも全部網羅してやらないとできないと思います。そして財務規則の解説の中では、財務規則上でも取り扱いすべきだろうと書かれているんですが、本村の財務規則ではそうあるんですよ。これは後からお目通しいただきたいと思っております。財務規則第35条の調定の変更と、35条です、これ。予算執行者は、予算執行者は村長ですからね。調定した後において、過誤、その他の理由があると

きは当該調定の変更または取り消しをしなければならないということ。これは時期的な問題も全部かかわってくるんですが、その点、財務規則の35条とも照らし合わせてやらなければならないだろうという感じがするわけです。それは先ほどの相続権の話をしましたけれども、過誤納付をしたものは過誤納付の金額を限度として、不当利得返還請求権を持つと、これは民法703条の規定にあるわけですが、これはこの方は亡くなっているわけですから、相続の決定は最初やらなければならない。代表権は誰にあるかということも手続きしないといけないと思います。だからこれ出納整理期間に発見されたということですが、調定事務処理している場合に納入された場合の時期というのは大事だと思うんです。これはくどくど言うつもりはないんですが、平成24年度もそういう指摘をしてなおそれがあったものですから、監査委員からも指摘されて、先ほど述べたようにやっぱり検討しなさいということで、それがなされたかどうか非常に疑問あったものですからお伺いしたのですが、ひとつ今後の研究課題だと思うんです。研究なさったらどうでしょうか。それだけ申し上げておきます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 御指摘ありがとうございます。

後期高齢者医療保険料に関して、今回は数値が上がってきているところでありますが、全ての収入においてこの分がございまして。やはり財務課の税においても全てのものに対して二重払いであったり、更正があって調定が減額になったり、更正については調定のほうはその都度発生した時点でできるんですが、二重払いのときの調定というのはなかなか時期的に難しいのがあって、もしやるとしたら同時調定でしかならないとは思いますが、国保に関しても月にすごい件数があるんですね。その二重払いを必ず調定するとなると、事務量としても大分、今とは変わってくるころは出てきますので、更正についてはその都度必ずやっていきますが、この二重払いに関しては、ほかの課とも検討して、今後どのようにしていくか。また監査委員の意見もいただきながら、二重払いに関しては検討していきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） もう終わろうと思ったんですが、今、課長のほうから二重払いの件が出たので、二重払いであったら、歳入を受けた側は、この方は二重払いであるかどうかチェックされたらすぐわかるんじゃないですか。それは担当が二重払いですということで、それはやっていないということになったら困るんです。確かにそれはありますよね。督促して後はやったら、前のものも払って督促のものを払ったりする。実際、私もずっと今まで見てきたからわかるんですよ。だから今、課長がおっしゃっている、実際、財務規則の35条の調定の変更ということでやられているんですよ。実情を申し上げていると思うんですが、今やっているわけですよ、35条の規定で。今後そうしても別に関係ないと思うんですが、ひとつ決算数字に上がってくる場合には十分注意していただきたいということだけを申し上げて、お答えはよろしいです。ひとつ御検討ください。終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第14 認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第11号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第15 報告第11号 閉会中の閉校後の学校跡地利用に関する所管事務調査報告書についてを議題とします。

報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) 閉会中の閉校後の学校跡地利用に関する所管事務調査報告書本委員会は、議会閉会中に所管事務調査を終了したので、その結果を議会会議規則第77条の規定により報告する。

1、調査日時・場所

平成27年6月22日～平成28年9月7日

(1) 平成27年6月22日(月) 午前10時～午前11時

委員会室にて調査の目的・内容・期日・場所の決定

(2) 平成27年7月29日(水) 午前8時30分～午後5時30分

うるま市・今帰仁村にて現地視察調査

(3) 平成28年6月24日(金) 午後1時30分～午後3時

委員会室にて島田勝也氏による講話

(4) 平成28年9月7日(水)

委員会室にて教育委員会職員を講師に補助金適正化法について研修

2、調査目的

大宜味村内の4小学校の統合及び中学校の移転により、閉校後の学校施設等跡地利用に資するため。

3、調査内容

- ①村基本構想・基本計画との位置(経緯)づけはどうか。
- ②アンケート公募の結果はどうか。
- ③選定基準はどうか。
- ④施設の使用は有償か無償になっているのか。
- ⑤行政財産の処分はどうか。
- ⑥その他必要と思われる事項。

4、調査出席者

(1) 大宜味村議会：平良嗣男議長・吉濱覺総務委員長・宮城辰徳委員・東武久委員・前田孝委員
議会事務局：局長 宮城豊・主事 松川雄太

(2) 大宜味村議会：平良嗣男議長・吉濱覺総務委員長・宮城辰徳委員・東武久委員・前田孝委員
議会事務局：局長 宮城豊・主事 松川雄太

今帰仁村議会：東恩納寛政議長・局長 小那覇安啓

今帰仁村役場：嶺井雄二企画財政課長補佐兼企画係長

(3) 大宜味村議会：平良嗣男議長・吉濱覺総務委員長・宮城辰徳委員・東武久委員・前田孝委員
議会事務局：局長 宮城豊・主任 前田望

講師：沖縄大学 島田勝也氏

(4) 大宜味村議会：平良嗣男議長・吉濱覺総務委員長・宮城辰徳委員・東武久委員・前田孝委員
議会事務局：局長 宮城豊・主任 前田望

教育委員会：主事 古我知禎

5、調査結果

(1) 平成27年6月22日、村議会議事堂委員会室において総務常任委員会で「閉会中の所管事務調査」における事件：閉校後の学校跡地利用についての調査の目的・内容・期日・場所の決定を行った。

(2) 平成27年7月29日、うるま市比嘉小学校跡地・浜中学校跡地視察。

平成24年3月に廃校になったうるま市内の学校跡地利用については、当該市のホームページにより「学校跡地・跡施設活用方針」を検索した資料に基づいて独自の視察研修を行った。

その後、今帰仁村役場において今帰仁村立小中学校統合後跡地利用経緯等の資料に基づいての概略から、旧今帰仁中学校で福祉施設・農業生産法人の事務所、地元酒造所の倉庫、社会福祉協議会の事務所、村

立図書館、村営住宅、村立保育所の施設利用状況までを村の担当職員等から説明を受けて視察研修した。また、旧湧川小中学校については、利用事業者の農業法人（株）あいあいファームからの利用施設の案内で利用状況説明を受けて視察研修した。

（３）平成28年6月24日、村議会議事堂委員会室で島田勝也沖縄大学地域研究所特別研究員を講師に招き「大宜味村立学校跡地利活用勉強会」を開催した。県内、全国の事例や大宜味ブランドの魅力の紹介、廃校活用の進め方の提言を受けた。

（４）平成28年9月7日、村議会議事堂委員会室で大宜味村教育委員会学校教育担当古我知禎を講師に招き「補助金適正化法による行政財産の処分勉強会」を開催した。公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要や処分内容による事例説明を受けた。

6、総括

今回の総務常任委員会の所管事務調査を終え村当局への提言として、学校跡地は村共有の貴重な財産であり、基本構想・基本計画における村づくりの将来像や基本目標・理念を基に、村の重要施策や各事業計画との整合性の留意とアンケート結果を参考に、村域全体の施設の現状を総合的に把握した上で、村民全体の利益という観点から全体的な行政需要や地域コミュニティ、福祉、産業等の地域活性化等の社会需要に対応可能な有効活用策の実現を実施されたい。

また、学校跡地・施設活用による業者選定には事業計画（村の重要施策や各事業計画との整合性、地域活性化等の社会需要に対応可能な有効活用策）の妥当性と公平性が保てるように実施されたい。

さらに、誇り高い大宜味ブランドや閉校後の学校施設等跡地利用に資するため、高度な専門性が要求されている。そのため行政執行が円滑に推進できるように可能であるならば、国及び県の人材派遣事業等を活用することは、有用と考えられるので実施されたい。

以上、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告とする。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第12号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 報告第12号 閉会中の災害時の「緊急避難路」の整備に関する所管事務調査報告書についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

（大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（大城佐一）

平成28年9月21日

大宜味村議会

議長 平 良 嗣 男 殿

大宜味村議会経済建設常任委員会
委員長 大 城 佐 一

閉会中の災害時の「緊急避難路」の整備に関する所管事務調査報告書

本委員会は、議会閉会中に所管事務調査を終了したので、その結果を議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1. 調査日時・場所

平成27年6月24日～平成28年9月7日

(1) 平成27年6月24日(水) 午前10時～午前11時

委員会室にて調査の目的・内容・期日・場所の決定

(2) 平成27年7月29日(水) 午前8時30分～午後5時30分

中城村役場～うるま市浜比嘉 現地調査

(3) 平成28年9月7日(水) 午後1時30分～午後3時00分

大宜味村結の浜地区避難路整備工事 現地調査

2. 調査目的

本村は平地が少なく集落の多くが海岸沿いの低地に立地していて、東日本大震災の災害を教訓に災害時の「緊急避難路」の整備についての観点から、早期に調査が必要である。

3. 調査出席者

(1) 大宜味村議会：大城佐一経済建設委員長・新城一智委員・仲井間宗利委員・金城勇委員、安里重和委員

議会事務局：局長 宮城豊・主事 松川雄太

(2) 大宜味村議会：平良嗣男議長・東武久副議長・大城佐一経済建設委員長・新城一智委員・仲井間宗利委員・金城勇委員、安里重和委員

議会事務局：局長 宮城豊・主事 松川雄太

中城村議会：與那覇朝輝議長・局長 知名 勉・係長 比嘉 保

中城村役場：新垣正都市建設課長・玉那覇大作係長・田川大剛総務係主査

(3) 大宜味村議会：大城佐一委員長・仲井間宗利委員・金城勇委員、安里重和委員

議会事務局：局長 宮城豊、主任 前田望

大宜味村役場：総務課長 神里富松・係長 前田佳政

施工業者：新栄建設現場代理人 設計委託管理者：ホープ設計

4. 調査結果

(1) 平成27年6月24日、村議会議事堂委員会室において経済建設常任委員会で「閉会中の所管事務調査」における事件：災害時の「緊急避難路」の整備について、調査の目的・内容・期日・場所の決定を行った。

(2) 中城村：災害対策避難路整備工事について

中城村も本村と同様、集落や学校施設が海拔の低い海岸から近い場所に点在していることから、津波対策は急務であるが災害時の避難路になる道路は未整備の状況であり、そのため津波発生時に敏速な避難が出来る避難路を整備し児童生徒及び地域住民の安全対策を図る必要から、沖縄振興特別推進交付金(8割補助)を活用し平成25年1月4日～平成25年4月30日まで2箇所360m、平成25年8月23日～平成26年1月31日まで1箇所150m、平成25年12月6日～平成26年3月26日まで1箇所130mの計4箇所の整備を完了している。用地取得については潰地の一筆のみである。避難路先にはゴルフ場及び自治会所有の土地があり、災害時の一時避難場所としてそれぞれ協定書を結んでいる。また、独自で調査をした、うるま市浜比嘉についても海岸沿いの低地帯地域に居住する安全安心を確保するため避難路が設置され

ていた。

(3) 大宜味村：結の浜地区避難路整備工事

結の浜地区は外海と面しているため、地震による津波発生を想定し短時間で安全な高所へ避難するための避難路の整備工事を行い、結の浜の安心安全の確保のために平成28年1月6日より工事に着手したが、用地取得関係による線形の見直しに伴う工期の変更また、工種の数量変更等に伴う追加増額変更も行われている。本工事も沖縄振興特別推進交付金を活用した事業で、平成28年10月31日の完成を予定している。

5. 総括

今回の調査は平成27年3月議会で所管事務調査について決議し、平成27年6月9日付で大宜味村議会議長平良嗣男宛へ閉会中の所管事務調査の申出書提出し本日に至っているところである。

本調査において中城村は合計4箇所ではL=640mで総額43,969,500円に対し、本村は、L=104.05mとL=97.97mの2箇所ではL=242.7mで総額153,773,000円の予定である。

本工事に対して各委員からの意見は、①用地取得費や付属物等も含まれ又地形等に考慮しても割高な感がある。②工法の検討で勾配も緩やかで安価な案はなかったのか。③大雨・水害に対する検討、現行では階段そのものが排水路になるのではないかと。④完成後には公園に来た人々も想定した訓練の検討。⑤避難広場整備工事も着工しているが、雨・風・寒さを凌げる場所として堆肥工場みのりと一時避難場所として協定を結んでどうかとの意見が出された。以上のことについて、執行部は今後の計画の参考にしていきたい。

最後に今回の所管事務調査は結の浜地区避難路整備工事に対する調査ではなく、大宜味村全体を見渡した災害時の「緊急避難路」の整備についての所管事務調査であることを申し添えておきたい。行政と議会が果たすべき事・役割を考え、一体となって取組む覚悟が大事なのではないかと考える。

各集落において、安心・安全を守るために再検証を行い必要な場所については、早急に対応すべきである。

「事が起こってからの処理より事が起きる前の準備」を常日頃から肝に銘じ日々の業務に精進していただきたい。以上で閉会中の所管事務調査の報告とする。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時57分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、決算審査特別委員会委員長に

前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。委員会審査のため9月23日、26日及び27日の3日間は、休会としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって9月23日、26日及び27日の3日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦勞さまでした。

（午前11時08分）

平成28年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成28年9月28日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成28年9月28日 午後2時00分)

閉 会 (平成28年9月28日 午後3時40分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第37号	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第38号	結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第39号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第40号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第41号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第42号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第43号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第36号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
9	認定第1号	平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第2号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第3号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第4号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第5号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第6号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	意見案第3号	再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書	提案説明 付託省略
16	意見案第4号	AV-8ハリヤーの墜落事故に対する意見書	提案説明 付託省略
17	決議案第5号	AV-8ハリヤーの墜落事故に対する抗議決議	提案説明 付託省略
18	意見案第5号	東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第37号及び議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び日程第2 議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更についての2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第129号

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第37号	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	原案可決 全会一致
議案第38号	結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について	原案可決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第37号及び議案第38号の2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び企画観光課長の出席を求め、9月23日午前10時から審査いたしました。

まず、議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について、報告します。

本案は、大宜味村における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全及び形成と、急速に普及が進む再生エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として条例を制定するものである。

議案第37号の質疑の概要を説明します。地方自治法第14条第1項及び第2項に基づき提案されていると思うが、第3項で罰則を規定に設けることができることとなっているが、本条例第9条には届け出義務のみで、罰則規定を設けていないが、今後罰則規定を設ける予定はあるかとの質疑に対し、法律及び県条例等、罰則規定を設けた場合に、どういう手続きが必要か今後精査していきたいとの答弁でした。

なお、この条例は公布の日から施行することとなっております。

次に議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約について、報告します。

本件は、平成28年第1回大宜味村議会定例会で可決された案件の変更契約であります。今回の変更内容は、土工：安定勾配の確保の為の増、階段工：強度強化のための増、重力式擁壁補強工：強度強化のための増、附属物工：排水工及び法面保護工・ブロック積み擁壁工に伴う増減、技術管理：土圧試験の追加、運搬費：キャリアダンプによる資材運搬費の追加、準備費：剪定・伐採木に係る処理費の追加となっております。

変更請負金額は、既契約金額 金128,628,000円、増額 金15,076,800円、合計変更契約金額 金143,704,800円となっております。

本件については、質疑はありませんでした。

議案第37号及び議案第38号について討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第37号 大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第38号 結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第5 議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第6 議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第7 議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 130号

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第39号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第40号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第41号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第42号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第43号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第39号から議案第43号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果を、一括して、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長ほか関係課長等の出席を求め、9月21日午後1時30分からの予定を午前11時10分に繰り上げて審査を行いました。

議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算、議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって議案第39号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第40号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第41号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第42号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第43号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9 認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第14 認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第131号

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

決算審査特別委員会

委員長 前田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 全会一致
認定第1号	平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認定 賛成多数
認定第2号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
認定第4号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認定 全会一致

(前田 孝決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長(前田 孝) ただいま議題となりました議案第36号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月26日、27日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長及び教育長の出席のもと審査を行いました。

議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、堆肥補助についてと事務受託についての質疑が2件ありましたが質疑の概要に関しては割愛します。討論はなく賛成多数をもって認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第36号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって認定第1号 平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、

認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 2時30分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 全員発議により提出されました意見案第3号 再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。7番 安里重和議員。

(7番 安里重和議員 登壇)

○ 7番(安里重和) 意見案第3号 再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 安里重和 前田 孝 吉濱 覺 金城 勇 宮城辰徳 仲井間宗利 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 「人」及び「住環境」・「自然環境」・「景観」にも配慮した真の再生可能エネルギーを推進していけるよう強く要望するため。

再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書

2012年7月にスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度により急速に再生可能エネルギー発電設備(以下「設備」という。)設置が普及し、県内においても住宅地や遊休地などに設備設置が目

立つようになってきており、昨今の状況から住環境への対応策の必要性が求められてきているのが現状であります。

特に太陽光発電設備に関して、住宅地での設置が多くなっており、その中でも屋根などへの設置ではなく、地上、土間に基礎ブロックを布設しパネルを設置するという方法で、住宅にパネルが向いている状況があり、朝早くから夕方遅くまで太陽光がパネルに反射し住宅へ反射光が注いでいる場所もあります。玄関扉を開けると目の前にパネルが広がる異様な光景が広がっていることなど景観的な観点と、台風など自然災害時での影響も懸念されています。

太陽光発電設備設置については、制度上、経済産業省による許可となっており、市町村等の意見・同意が必要とされていないことや、建築基準法上の建築物に当たらず自治体が指導する対象でないことを発端として、設置者と近隣住民とのトラブルが発生したとの報告を受けていることや、全国的な問題も発生しており訴訟に至っている事例もありながら、「受忍限度」の範囲内として住民が我慢を強いられている状況がWeb情報からも見受けられます。

今後更に設備設置の増加が見込まれている状況にありますが、設置場所によっては、地方自治体の土地利用計画の方針に沿わない状況が予想されます。

よってクリーンエネルギー活用により、「人」及び「住環境」・「自然環境」・「景観」にも配慮した真の再生可能エネルギーを推進していきけるよう、下記事項について早期の対応を強く要望いたします。

記

1、再生可能エネルギーの推進にあたっては、関係自治体や関係住民への説明及び協議を義務付けすること。

2、設置場所該当自治体の土地利用計画方針に沿った設置になるよう、設置者と該当自治体による協議及び同意を必要とする法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月28日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、沖縄県知事、沖縄県議会議長

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書を採決します。

意見案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 全員発議により提出されました意見案第4号 AV-8ハリアーの墜落事故に対する意見書及び日程第17 全員発議により提出されました決議案第5号 AV-8ハリアーの墜落事故に対する抗議決議の2件について、一括して議題とします。

一括して提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

○ 3番(仲井間宗利) 意見案第4号 AV-8ハリアーの墜落事故に対する意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 前田 孝 吉濱 覺 金城 勇 宮城辰徳 大城佐一 安里重和

賛成者 東 武久

提案理由 村民及び県民の生命、財産、安全を及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落事故に関し、関係機関へ厳重に抗議するため。

AV-8ハリアーの墜落事故に対する意見書

平成28年9月22日午後2時頃、第31海兵遠征部隊指揮下のAV-8ハリアーが嘉手納基地を離陸後、沖縄本島の辺戸岬から東約150キロ沖合で墜落する事故が発生した。沖縄近海での事故であるが、もし一歩間違えれば住民地域に墜落し大惨事を引き起こす危険性があり、村民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

同型機の事故は復帰後19回も発生し、他の航空機墜落事故も含めると46回で枚挙に暇がなく、世界で最も危険な米軍基地であることを如実に示すものであり、常時異常事態だと言わざるを得ない。これら米軍機による度重なる事故は地域住民の生命、財産を常に危険にさらし、受忍限度をはるかに超えている。

本村議会はその都度、米軍や日米両政府等関係機関に対し厳重に抗議し、事故の再発防止や原因の徹底究明、その間の飛行訓練中止を求めてきたが一向に改善されないままであり、このような理不尽な姿勢に激しい憤りを禁じえない。

よって、大宜味村議会は村民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落

事故に厳重に抗議するとともに、下記事項を厳守するよう強く要求する。

記

- 1、墜落事故の原因を徹底的に究明し、結果を速やかに公表すること。
 - 2、事故原因が究明されるまでAV-8ハリヤーの飛来、飛行訓練を一切中止すること。
 - 3、いかなる外来機も飛来及び訓練を禁止すること。
 - 4、米軍基地及び米軍訓練水域・空域の整理縮小を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月28日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、沖縄県知事

決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、宛先だけ申し上げます。

あて先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国防総領事、第三海兵遠征軍司令官、嘉手納基地第18航空団司令官、沖縄県議会議長

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号及び決議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第4号及び決議案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 AV-8ハリヤーの墜落事故に対する意見書を採決します。

意見案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第4号は、原案のとおり可決されました。

これから決議案第5号 AV-8ハリヤーの墜落事故に対する抗議決議を採決します。

決議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第5号 AV-8ハリヤーの墜落事故に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 3番（仲井間宗利） 3番、退場。

（3番 仲井間宗利議員 午後3時15分退場）

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員、退場。

日程第18 吉濱覚議員外3名から提出されました意見案第5号 東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉濱 覚議員。

（8番 吉濱 覚議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覚） 提案する前に、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。2ページ、意見書、本文の3行、林が広がり、「固有動植物」と明記されているものを「固有動植物」に訂正お願いします。では、始めたいと思います。

意見案第5号 東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉濱 覚 前田 孝 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 政府が、辺野古新基地建設同様に東村高江及び国頭村安波におけるヘリパッド建設において、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、新基地建設のための工事を直ちに中止し、やんばるの森の世界自然遺産登録が実現するよう強く要請するため。

東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書

9月15日、政府は沖縄本島の国頭村、大宜味村、東村3村にまたがる陸域13,622ha、海域3,670haを「やんばる国立公園」として官報に告示し、正式に国立公園に指定した。国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、固有動植物や希少動植物が生息し、多様な生態系が複合的に一体となった景観が特徴で、平成20年度に実施された国立・国定公園総点検事業で「わが国を代表する傑出した地域である」などと評価されている。政府は指定地域を含む「奄美・琉球」について、世界自然遺産登録を目指す考えで、国立公園化によって開発を規制し、環境を守る体制を強めるとしている。

また、政府（沖縄防衛局）は、7月11日早朝、ヘリパッド工事再開に向けた資材の搬入や進入路の整備を行い、9月3日にヘリパッド工事を再開した。今回の東村高江及び国頭村安波での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、米軍が不要となった北部訓練場の一部を返還する一方で国頭村安波の宇嘉川河口近くの訓練区域が米側に追加提供され、沿岸・河口部と連動した訓練環境の刷新となり、施設自体の最新化を図る機能強化である。この構図は、老朽化した普天間基地の返還をちらつかせた最新鋭の巨大

軍事基地である辺野古新基地建設計画と同一である。一方で、過重な基地負担による事件や事故に対して、県民総意で負担軽減を求めているにもかかわらず、米軍の運用を優先し、米軍に都合のよい施設を温存強化する欺瞞に満ちた政策と工事の強行は、県民を愚弄し、断じて容認できない。

日本政府が世界遺産登録に際しての提出する推薦書の調査・評価をする諮問機関は国際自然保護連合（IUCN）である。IUCNは北部訓練場の自然環境と野生生物は、世界遺産の価値があるとして、平成12年と平成16年、日米両政府にヘリパッド建設に関し造らないという選択を含む代替案の検討、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保護区設定と保全行動計画の作成を勧告している。IUCNの勧告を無視した日本政府のやんばるの世界遺産登録が可能であるかのような夢語りは、沖縄が未来に残すべき宝の死、世界遺産登録の失敗を意味する。かけがえのない自然の喪失を我々は未来世代に説明がつかない。

こうした中、東村高江の集落を囲むように米軍北部訓練場ヘリパッド建設が計画・強行されているが、既設のN4地区ヘリパッドにおけるオスプレイの夜間着陸訓練により高江小中学校の児童生徒が睡眠不足で学校を休むなど、住民生活や環境破壊、生態系破壊、県民の水資源の安全性も危惧され看過できない。沖縄の人々に寄り添うどころか全国に例のない沖縄切り捨ての実態でしかない。

よって、大宜味村議会は、政府が、辺野古新基地建設同様に東村高江及び国頭村安波におけるヘリパッド建設においても耳を傾けることなく、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、建白書の精神に基づくオスプレイの配備撤回及び米軍北部訓練場ヘリパッド建設を含む、新基地建設のための工事を直ちに中止し、やんばるの森の世界自然遺産登録が実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月28日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、文部科学大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄防衛局長

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番(大城佐一) 意見案第5号について、反対の立場で討論をいたします。

まず、本意見書に対する賛成、反対を問う前に、本意見書が不条理に提案されたことです。告示の日
に提案された意見書は、きょうまで自分なりに考え審議をしてきました。しかし、今日、本会議30分前
に当初とは違った意見書の配付に唖然としました。また、先ほど提案者の朗読の中で、本会議で字句を
訂正するようなこともあるし、審議する間も与えず、自己中心的に一方的に提案するこの意見書に同意
することはできない。ほかの議員には前もって配付し、私一人に配付していないと知り愕然としました。
提案者自身の意見を通すためには手段を選ばず、自分の都合のよい意見書提出の強行的なやり方は、私
を愚弄するものであり断じて容認できない。議会の本質からかけ離れてはいないか。意見書の提出につ
いては、議会の権限であり、議会の政策上の意思を決定し、その権限を所有する行政機関に送付または
提出して、その実現を目指すことが大事なことである。我が村の社会公共の利益に関する事項であるか
どうかを検討して処理すべきことは論をまたない。公正、公平に欠けた意見書提出にはどうも賛成で
きない。

以上のことで反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番 金城 勇議員。

(4番 金城 勇議員 登壇)

○ 4番(金城 勇) 私は賛成の立場から討論いたします。

以前にも、本議会においては二度米軍北部訓練場の閉鎖、返還にかかわる意見書を採択しております。
今回は、ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の中止とやんばるの森が世界自然遺産登録への実現
を求めているわけですが、3村の陸域、海域が正式に国立公園に指定されたときのマスコミのインタ
ビューに、国頭村長が国立公園の隣に米軍基地があるのは好ましくないとおっしゃっておりました。私
もそう思います。ヘリパッドが増設されると、これまで以上に騒音による被害や住民生活の破壊、また
県民の水がめ水域で墜落事故や環境汚染があっても、国や県は思い通りに調査もできない。実際に返還
された土地からダイオキシンなどの検出があり、環境の破壊が報告されております。観光立県を目指す
沖縄県、観光でむらおこしをしようとしている3村において、これだけ危険に満ちた米軍基地をやんば
るの森に置いておくのは世界自然遺産登録も難しいと思います。やんばるの森を世界自然遺産登録に実
現するには、米軍北部訓練場の閉鎖、返還がなされなければ登録は難しいと思います。

よって、この意見書を採択していただきますよう、議員各位の賛同を申し上げまして賛成討論といた
します。よろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

9番 東 武久議員。

(9番 東 武久議員 登壇)

○ 9番(東 武久) ただいま議題となっております意見案について、私は賛成の立場で討論を行
います。若干、金城 勇議員の討論と重なるかもしれませんが、私なりの討論を行っていきたく
と思います。

現在、工事が進んでいる東村高江及び国頭村安波での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、平成22

年6月に本村においても、ヘリコプターの低飛行が増加したことから、村民から大きな不安と抗議が寄せられ、東村高江地区のヘリパッド建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書を本村議会において全議員賛成のもとにより可決された経緯があります。この北部訓練場は、MV22オスプレイ機が配備されることは明白であります。このことによる爆音と墜落の危険性がさらに高まることに大きな懸念があります。9月15日、日本政府は大宜味村、国頭村、東村、3村にまたがる、やんばるの森を国立公園に指定いたしました。これから世界遺産登録に向けて動きが加速するものと思われませんが、果たして隣接する場所に軍事基地が存在することで、世界自然遺産登録がスムーズにいくのかどうか危惧するところでもあります。そしてこのエリアは、県民の命の水がめであり、ひとたび墜落事故が起きた場合には県民生活に大きな支障を及ぼすことが考えられます。森も水も空も、本村は当事者であります。

よって、本意見書は採択すべきものと思ひ、議員諸氏の賛同を求め、私の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから意見案第5号 東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって意見案第5号 東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第7回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員